



神奈川区連合町内会自治会連絡協議会 (4月定例会)

日時：令和7年4月18日（金）午後1時30分から



1 岐部会長あいさつ

2 鈴木区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

自治会町内会長 各位

神奈川区連合町内会自治会連絡協議会の令和7年4月定例会を開催いたしましたので、参考までに資料をお送りします。

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 令和7年度日本赤十字会費の募集について
【協力依頼】(神奈川区社会福祉協議会)
- (2) 「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について
【情報提供】(都市整備局 地域交通推進課)
- (3) 新たな「横浜市地震防災戦略」について
【情報提供】(総務局 防災企画課)
- (4) GREEN×EXPO 2027 の機運醸成について
【情報提供】(区政推進課)
- (5) 敬老パスの新たな取組について
【事業説明】(高齢・障害支援課)

- (6) 戸籍氏名の振り仮名記載について 【情報提供】(戸籍課)
- (7) 神奈川区・横浜市保健活動推進員だよりについて
【情報提供・掲出依頼】(福祉保健課)
- (8) 令和7年度全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験の実施日程について 【情報提供】(総務課)
- (9) 令和7年度神奈川区共助推進事業補助金について
【情報提供】(総務課)
- (10) 「緊急時情報受伝達システム」の登録情報の更新について
【協力依頼】(総務課)
- (11) 令和7年執行第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙について
【協力依頼】(総務課)
- (12) 令和7年度「3R・きれいなまちづくり」神奈川区推進功労者の推薦について 【推薦依頼】(地域振興課 資源化推進担当)
- (13) 自治会町内会館整備について 【情報提供】(地域振興課)
- (14) 令和7年度はたふり誘導講習会(道路局主催)の参加者募集について
【情報提供】(地域振興課)
- (15) 神奈川区スポーツ協会総会の開催について
【出席依頼】(神奈川区スポーツ協会事務局)

※(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(11)・(13)は市連会からの議題です。

《 5 月定例スケジュール 》

(地域振興課)

- ・ 令和 7 年度区連会総会の開催について

◇日 時：令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 2 時～

◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

- ・ 5 月区連定例会の開催について

◇日 時：令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 1 時 30 分～

◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

- ・ 5 月の配送便（白袋）について

5 月の配送便は 5 月 25 日（日）までに送付予定です。

1 令和7年度日本赤十字会費の募集について

協力依頼

令和7年5月からの日本赤十字社会費募集につきまして、本年も昨年同様実施いたしたく各自治会町内会のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、赤十字会費募集関係資材（議案書・チラシ・ポスター等）を各自治会町内会へ送付いたしますので、ポスターの掲示等ご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

資材の発送は4月下旬を予定しております。令和6年6月に実施しました配布希望数アンケートにて資材発送先を会長宅とされている場合、区役所へ3月末時点でご報告いただいている会長のご自宅へ送付させていただきます。

会長が交代されている場合、お手数ですが、新会長へお渡しいただきますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：菅原・後藤 電話：311-2014 FAX：313-2420

2 「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について

情報提供

誰もが移動しやすい環境を整えていくため、地域公共交通を「増やす」取組として「横浜市地域交通サポート事業」に代わる新たな制度として「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を創設し、令和7年度から運用を開始しましたので情報提供します。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

都市整備局 地域交通推進課 担当：勝山・星野 電話：671-3800 FAX：663-3415

3 新たな「横浜市地震防災戦略」について

情報提供

令和6年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、地震防災戦略を刷新しました。

12月に素案を公表し、市民意見募集でのご意見等を踏まえ「横浜市地震防災戦略」として、このたび取りまとめることができましたので、その内容をご報告します。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

総務局 危機管理室防災企画課 担当：阿武・田岡

電話：671-4096 FAX：641-1677

4 GREEN×EXPO 2027の機運醸成について

情報提供

令和7年3月19日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会」において、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会から、最新の会場計画及び新たに出展（店）者145者が発表されました。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課 担当：山本

電話：671-4627 FAX：212-1223

5 敬老パスの新たな取組について

事業説明

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの70歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りしますので、可能な範囲で掲示板への掲出について、ご協力をお願いいたします。

【概要】

- ①令和7年4月1日以降に、75歳以上で運転免許証を自主返納した場合に、令和7年10月1日以降の敬老パスが3年間無料の対象となります。
- ②地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、令和7年10月1日以降、敬老パスの提示により半額程度で利用できるようになります。

【問合せ先】

健康福祉局 高齢健康福祉課 担当：正木・長嶋 電話：671-2406 FAX：550-3613
高齢・障害支援課 担当：橋本・星子 電話：411-7097 FAX：324-3702

6 戸籍氏名の振り仮名記載について

情報提供

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。令和7年5月以降、各ご家庭に振り仮名の通知ハガキが届きますので、通知ハガキが届くこと及び届いた後に行っていただきたいことについて、定例会等で情報提供をお願いします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

市民局 窓口サービス課 担当：中澤・指宿 電話：671-2176 FAX：664-5295
メール：sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp
戸籍課 担当：榎本 電話：411-7031 FAX：324-3586
メール：kg-koseki@city.yokohama.jp

7 神奈川区・横浜市保健活動推進員だよりについて

情報提供
掲出依頼

神奈川区保健活動推進員会では、さまざまな活動を通じて、区民の健康づくりを推進しています。

このたび、区における保健活動推進員の活動を周知する目的に会報を発行しました。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてにお送りしますので、以下のとおりご対応をお願いいたします。

◇神奈川区保健活動推進員だより「あるく 13号」
掲示板への掲出（片面のみ）をお願いいたします。

◇横浜市保健活動推進員だより「第47号」
各自治会・町内会長様あてに1部お送りします。

【問合せ先】

福祉保健課 健康づくり係 担当：植田 電話：411-7138 FAX：316-7877

8 令和7年度全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉 情報伝達試験の実施日程について

情報提供

横浜市では、災害時における情報伝達手段のさらなる充実のため、Jアラートの緊急情報などを放送する「防災スピーカー」を設置しています。

※Jアラートとは、国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人工衛星を通じて瞬時にお伝えするシステムです。

総務省消防庁等がJアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカーの起動を確認する目的で、防災スピーカーから訓練放送が流れる訓練を今年度中に4回実施する予定ですので、情報共有をいたします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

1 実施日時（令和7年度）

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 令和7年 5月28日（水）11時00分 | 予備日： 6月25日（水） |
| (2) 令和7年 8月20日（水）11時00分 | 予備日： 9月10日（水） |
| (3) 令和7年11月12日（水）11時00分 | 予備日： 12月 3日（水） |
| (4) 令和8年 2月 6日（金）11時00分 | 予備日： 2月20日（金） |

【問合せ先】

総務課 防災担当：奥田・佐土原 電話：411-7004 FAX：324-5904

9 令和7年度神奈川区共助推進事業補助金について

情報提供

町の防災組織が行う共助による防災活動を支援するために、防災啓発を目的とした講演会、防災施設見学又は防災資機材等の購入に対し、神奈川区共助推進事業補助金を交付いたします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【交付額】

補助の対象となる費用の3分の2

※過去3年間で本補助金を使用したことのある団体は上限15万円、それ以外の団体は上限25万円

【昨年度からの変更点】

補助の対象に窓ガラス飛散防止フィルム設置費用を追加します。

【申請期限】

令和8年1月31日

【問合せ先】

総務課 防災担当：江口・佐土原 電話：411-7008 FAX：324-5904

10 「緊急時情報受伝達システム」の登録情報の更新について

協力依頼

神奈川区では、避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を令和2年度より運用しています。

現在、緊急時情報受伝達システムには地区連合町内会長1名、自治会町内会会長を含め最大3名までの登録をいただいております。

令和7年度において自治会町内会長等に変更が生じた場合には、登録情報の変更をお願いします。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

総務課 防災担当：奥田・佐土原 電話：411-7008 FAX：324-5904

11 令和7年執行 第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙について

協力依頼

日頃から、選挙の執行に際し、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、昨年執行の衆議院議員総選挙につきましては格別な御協力を賜り、無事に選挙を執行することができました。重ねて御礼申し上げます。

本年は任期満了に伴う第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙が以下の日程において行われる予定となっております。

つきましては、投票管理者・立会人及び投票所従事者の推薦等各種依頼につきまして、お忙しい中大変恐縮ですが、御協力をよろしくお願いいたします。

※資料提供は連長までです。

【参院選日程】※想定

◇投票日：令和7年7月20日（日）午前7時～午後8時

◇期日前：神奈川区役所…令和7年7月4日（金）～7月19日（土）

午前8時30分～午後8時

神大寺地区センター…令和7年7月12日（土）～7月19日（土）

午前9時30分～午後8時

※6月22日までの国会会期が延長された場合は日程が後ろにずれます。

【市長選日程】

◇投票日：令和7年8月3日（日）午前7時～午後8時

◇期日前：神奈川区役所…令和7年7月21日（月）～8月2日（土）

午前8時30分～午後8時

神大寺地区センター…令和7年7月21日（月）～8月2日（土）

午前9時30分～午後8時

【依頼事項】

◇当日投票所の管理者等の御推薦

選挙日程が変更になる可能性を踏まえ、以下のとおり御推薦をお願いします。

・参院選：各投票区につき、管理者(1)、立会人(2)、従事者(6～8) ※

・市長選：各投票区につき、管理者(1)、立会人(2)、従事者(5～7) ※

※従事者数には名簿照合パソコン操作担当（2名程度）を含めています。

◇期日前投票所の立会人の御推薦（一部連合町内会）

選挙日程が変更になる可能性を踏まえ、1日あたり各2名の御推薦をお願いします。

◇選挙啓発(PR)ポスターの掲示板への掲出

自治会、町内会掲示板への選挙啓発ポスター掲出の御協力をお願いします。

【提出期限】

令和7年5月16日（金）

【問合せ先】

総務課統計選挙係 担当：金川・田中 電話：411-7014 FAX：411-7018

12 令和7年度「3R・きれいなまちづくり」神奈川区推進 功労者の推薦について

推薦依頼

プラスチックごみ・食品ロスの削減など、3Rの推進及び清掃活動・緑化活動など、街の美化の推進に功労のあった方々の日頃の活動に感謝の意を表するため、「3R・きれいなまちづくり」神奈川区推進功労者を表彰します。

つきましては、該当する個人又は団体を御推薦いただきますようお願いいたします。
なお、表彰式は6月の区連会終了後に実施します。

※連長までの推薦依頼です。

【推薦期限】

令和7年5月16日（金）

【提出先】

地域振興課資源化推進担当

【問合せ先】

地域振興課 資源化推進担当：片岡・太田 電話：411-7091 FAX：323-2502

13 自治会町内会館整備について

情報提供

令和8年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費100万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和8年度予算編成に向けた事前申出を募集します。指定する期日までに必要書類を区役所地域振興課までご提出ください。（公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出が必要です）。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 担当：栗田・石栗 電話：671-2317 FAX：664-0734

14 令和7年度はたふり誘導講習会（道路局主催）の参加者募集について

情報提供

「令和7年度はたふり誘導講習会」が横浜市道路局主催で開催されます。

この講習会は、通学路における児童の見守り活動・はたふり誘導活動を行うために必要な知識を学べる機会となっております。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

各自治会町内会において参加を希望する方を取りまとめのうえ、横浜市電子申請・届出システムよりお申し込みください。電子申請・届出システムでの申請が難しい場合は、地域振興課交通安全担当までご連絡ください。

【申込期限】

令和6年6月4日（水）17時00分まで

【問合せ先】

地域振興課 交通安全担当：桑野・澤・松澤 電話：411-7095 FAX：323-2502

15 神奈川区スポーツ協会総会の開催について

出席依頼

神奈川区スポーツ協会の総会を次のとおり開催します。

各地区連合町内会長様には参与として、単位町内会長様には賛助会員として、ご多忙とは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、4月の配送便にて各自治会町内会長様あてにご案内をお送りいたします。

【総会概要】

◇開催日時：令和7年5月20日（火）

◇会場：神奈川区役所本館5階大会議室

【問合せ先】

神奈川区スポーツ協会事務局（地域振興課） 担当：宮本・池田

電話：411-7093 FAX：323-2502



横浜市 みんなのおでかけ交通事業

●どんな事業なの？

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

地域の皆様の取組意向



移動しやすく
暮らしやすいまちに
したい！

運行計画の作成



地域でアンケート
を実施

運行
スタート！

利用状況チェック

地域でアンケートを実施



検討・伴走



補助金交付

●取組体制

「おでかけシャトル」の導入に向けては、関係者が協力しながら、連携して取り組む必要があります。

市役所・区役所

検討・伴走



住民・企業

取組主体・利用促進



交通事業者

運行・安全管理

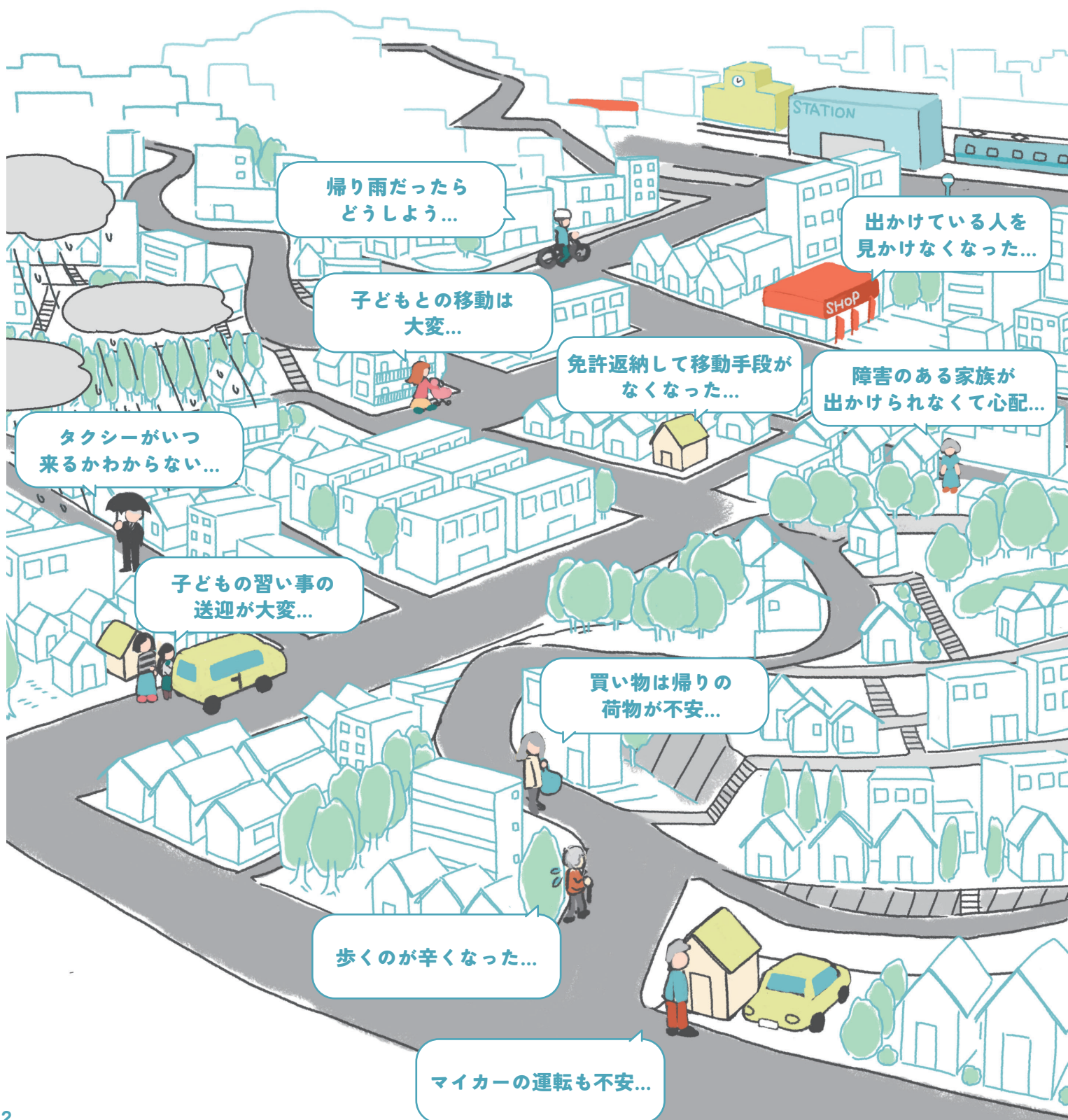


1 おでかけチャトル で

導入前

移動に関する様々な課題が聞こえてきます。

あなたの地域にもあてはまる課題はありますか？



まちはどう変わるか

行動の変化

気持ちの変化

まちの変化

導入後

移動手段の導入で、1人ひとりの行動に変化が生まれ
まちに住む方の「小さな幸せ」につながるかも。

駐車場の心配もないし、目的地の前に着いた！

運転しなくていいし、安全だった

免許を返納した

マイカー移動が
減った

誘ってお出かけするのが趣味になった

夏は涼しく、冬は暖かく快適

町で知り合いと
会う機会が増えた

友人との交流が
増えた

雨の日の帰宅も
安心

子どもと安心して
お出かけできた

出かける日が
増えた

決まった時間だから
予定を組みやすい

仕事の都合の心配が減った

地域のイベントの参加が増えた

送迎を頼れて
心のゆとりができた

久々に出かけてみたら、楽しかった！

自分のまちが
元気になった

楽に移動できて
便利

外出する人が増えて、にぎやかになった！

家事や自由な時間が増えた

お出かけが計画的にできる

荷物を気にせず
たくさん買い物できた

身近な商店やクリニックの利用が増えた

身近な場所で乗り降り
できて便利

重い荷物を持って歩かなくていいのが嬉しい

2 導入までの流れ

自分と同じく移動に困っている人があるかも...



地域のみなさんの声を知るために、アンケートをとってみましょう。



地域の移動に関する様々な課題

1. 課題を共有する

アンケート調査

高齢者だけでなく、子育て世帯や障害のある方など、いろんな人に使ってもらえるようにしたいね。



●●スーパーはよく行くから、ルートに入れたいな。



2. 運行計画をつくる

坂道が多くて買い物が大変になってきた...



アンケート結果など様々なデータを見ると●●駅を結ぶルートがよさそうです。



グループ登録

3. 運行事業者を決める

この道は見通しが悪く危ないのでこっちの道の方が安全です。



4. 運行に向けた準備

ゴミ置き場の横の空き地を停留所に活用できないか、持ち主に確認してみよう！



停留所の位置調整等

移動の課題解決！
もっと住みやすいまちへ

利用促進活動

運行状況のモニタリング

5. 運行スタート！

この時間はあまり使われていないね...
こんなルートならもっといろんな人に使ってもらえるかも！



検討開始から運行までのフローと役割分担

検討期間

フェーズ	項目	地域住民	交通※事業者	横浜市
1. 課題を共有する	(1) 事前相談	●	●	●
	(2) 移動動向アンケートの実施	● 配布・回収		● 印刷・集計・分析

2. 運行計画
をつくる

	(1) 運行計画案の作成	●	●	●
	(2) 推計利用者数の算出			●

3. 運行事業者
を決める

	(1) 活動団体の設立（グループ登録等）	●		
	(2) 募集要件のとりまとめ	●		●
	(3) 募集要件の公表（事業者への周知 HPへの掲載）			●
	(4) 応募内容審査・事業者の選定	●		●

4. 運行に向けた
準備

	(1) 道路管理者・交通管理者との調整			●
	(2) 周辺のバス・タクシー事業者との調整			●
	(3) 停留所設置箇所の地先調整	●		
	(4) 地域公共交通会議等への付議		●	●
	(5) 運行準備（車両調達・停留所設置 各種申請等）	●	●	
	(6) 運行に係る協定締結	●	●	●

5. 運行スタート！

実証運行 最大3年間 本格運行	(1) 運行状況のモニタリング	●	●	●
	(2) 利用促進活動	●	●	
	(3) 運行計画の見直し・改善	●	●	●

※「交通事業者」については、フェーズ1、2は周辺の交通事業者、フェーズ4、5は運行事業者を意味します。

約 1 年

約 1.5 ～ 2 年

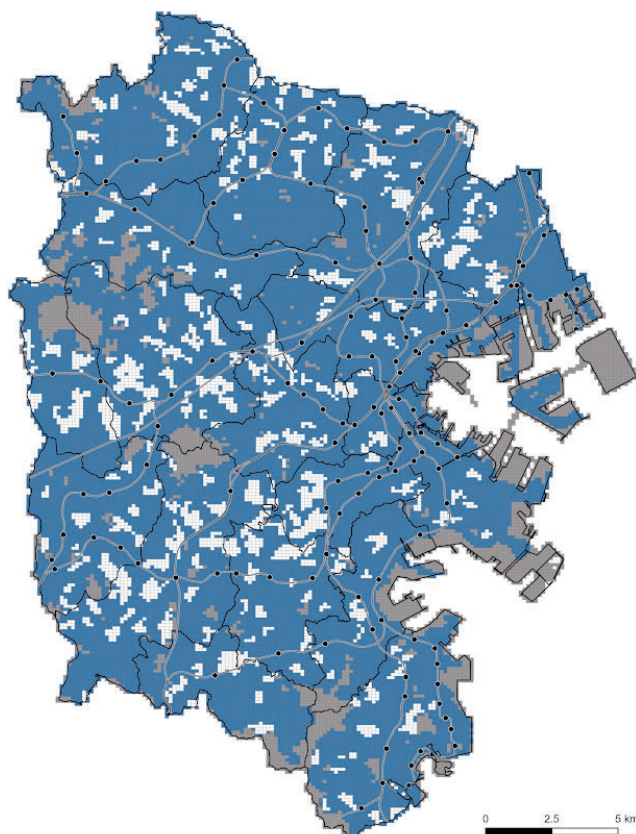
運行開始

3 支援内容

(1) 支援地区の考え方

取組地区に「公共交通圏域外」(白地)が含まれる地域を中心に支援していきます。
本パンフレットでは、公共交通圏域外を含む地区への支援内容についてお示しします。

(※1)



公共交通圏域図

「鉄道駅から 800m 以内」または
「バス停から 300m 以内」の地域

- 公共交通圏域
- 公共交通圏域外
- 非住宅系土地利用
- 鉄道駅
- 鉄道路線

(2) 支援継続条件（路線定期運行、デマンド型運行の場合）

運行継続には、以下に定めた収支率を達成する必要があります。

実証運行 (※2)	1年目終了時点（12 か月経過後）	収支率 25% 以上
	2年目終了時点（24 か月経過後）	収支率 35% 以上
	3年目終了時点（36 か月経過後）	収支率 50% 以上
本格運行	4年目以降（48 か月経過後）	収支率 50% 以上

(※1) 白地を含まない地区への支援など詳細については、「横浜市みんなのおでかけ交通事業に関する手引き」をご覧ください。

(※2) 最長3年間。2年連続で運行継続条件未達の場合は運行を中止し、再検討を行います。

(3) 導入する交通サービス及び支援内容

バス・タクシー事業者などのドライバーによる運行

ルート・時刻を定める「路線定期運行」を基本とします。公共交通圏域外を含む広域をカバーできる場合は、企業などが主体となる「デマンド型運行」の適用も可能です。

① 路線定期運行

実証運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助

本格運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助 (50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
- ・ その他 (車両費、バス停設置費、利用促進費 等)

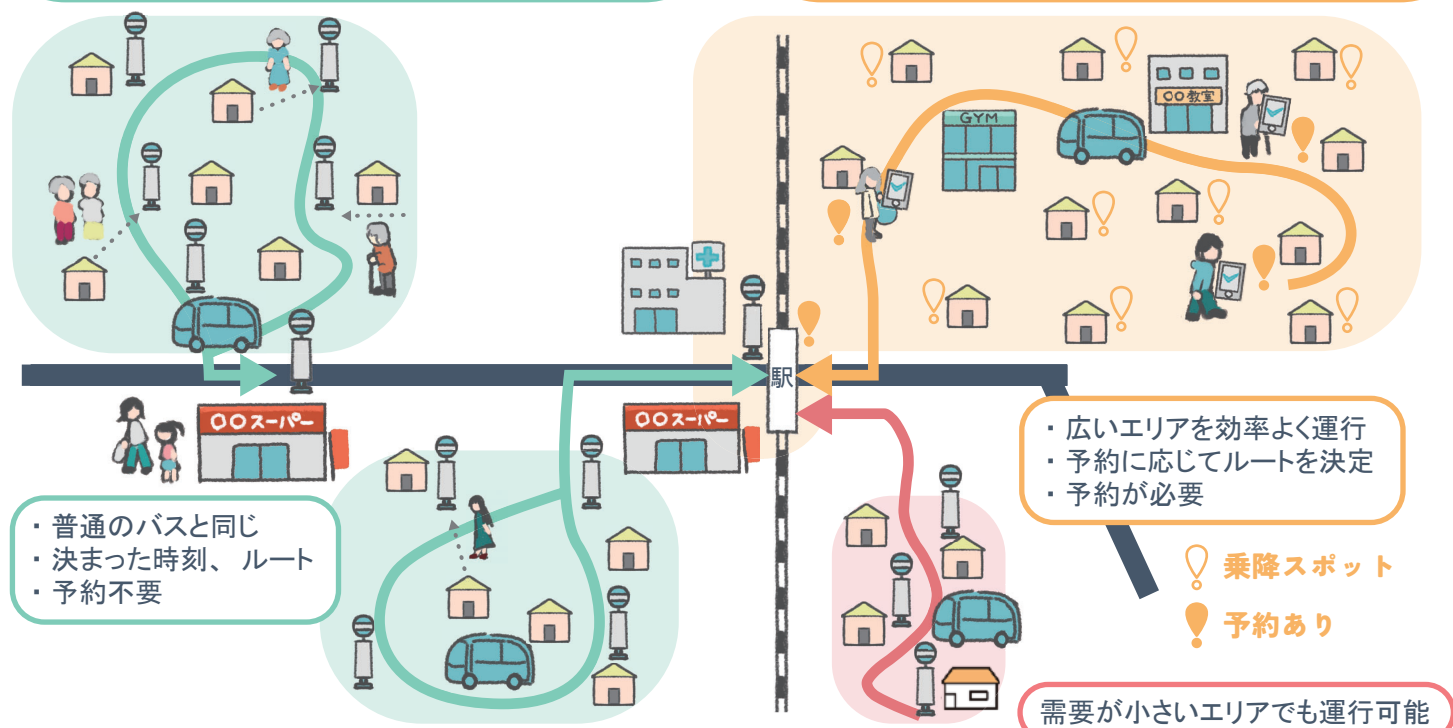
② デマンド型運行

実証運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助
- ・ システム費補助 (上限 520 万円 / 年)

本格運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助 (50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
- ・ システム費補助 (上限 520 万円 / 年)
- ・ その他 (車両費、バス停設置費、利用促進費 等)



地域の担い手による運行

「路線定期運行」などの導入が難しい場合でも、マイカーを活用した地域の支え合いによる「ボランティアバス」や施設の送迎車両を活用した「地域貢献送迎バス」など、地域の輸送資源を活用した運行の適用が可能です。

③ 地域の輸送資源の活用

実証運行

及び

本格運行

車両費、保険料、燃料費補助など

取組にあたっての留意点

地域のもりあがり

地域の皆さまが主体となって移動の課題をしっかりと把握し、地域の総意として **おでかけシェア** の導入に向け取り組むことが必要です。

安全安心な運行

プロのドライバーであるバス・タクシー事業者による運行を基本とします。

持続可能な交通サービス

地域で **おでかけシェア** を定着させるためには、多くの方々の 利用による運賃収入が必要不可欠です。運賃収入のほか、地元企業等に運行のサポーターとなってもらうことも考えられます。

今ある公共交通を活かす

おでかけシェア は、鉄道やバスを補完する交通サービスです。検討の際は、周辺のバス路線等と役割を分担することが必要です。

Q&A

Q.1 どのように活動を始めればよいですか

まずは担当部署（都市整備局地域交通推進課または各区区政推進課）へご相談ください。移動に関するお困りごと等についてお伺いするとともに、本事業の内容や活動の進め方、地域の皆さまに担っていただく役割などについてご説明いたします。

Q.2 活動を進めていく中で、地域ではどのようなことをする必要がありますか

地域の皆さまが主体となって課題をしっかりと把握し、合意形成を図りながら活動を進めていくことが重要です。具体的には、移動動向アンケートの配布・回収、バス停留所候補地の周辺住民への協力依頼、利用啓発活動等を担っていただきます。「2導入までの流れ」も併せてご確認ください。

Q.3 運行継続条件の収支率が達成できなかった場合はどうなりますか

実証運行段階は、収支率を2年連続で達成出来なかった場合は、実証運行を中止し、地域、運行事業者、横浜市の3者で取組の方向性について協議を行います。

本格運行段階は、公共交通圏域外を含む場合、運行経費の50%にあたる額が本事業における補助の上限額となりますので、これを達成出来ない場合は運行の継続が困難となります。（地域、交通事業者等が不足額を補う場合は継続可能）

Q.4 敬老パスは使えますか

令和7年 10月より **おでかけシェア** でも利用可能となります。敬老パスを提示することで半額程度の割引運賃で乗車できます。

あわせて、福祉パス・特別乗車券も利用でき、提示することで無料で乗車できます。誰にとっても利用しやすい **おでかけシェア** となるよう検討しましょう。

新たな「横浜市地震防災戦略」について【情報提供】

1 趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12 月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計 482 件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、意見募集等へのご協力にお礼を申し上げるとともに、戦略の内容をご報告いたします。

また、各区連会に危機管理室職員が伺い、戦略に関するご説明をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 地震防災戦略について

(1) 戦略の位置付け・期間

- 地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。
- 戦略期間は令和 7～15 年度とし、そのうち令和 7～11 年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。
- 戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

(2) 戦略の概要

別紙のとおり

(3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



総務局危機管理室防災企画課 担当：阿武、田岡
電 話 671-4096
電子メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市地震防災戦略

令和7年3月改定

地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

戦略期間

令和7～15年度（集中取組期間 令和7～11年度）

戦略の4つの柱

柱1	市民や地域の「発災前からの備え」の強化 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも生きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱2	誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱3	大規模災害時の拠点等整備 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱4	災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化） 緊急輸送路等の強靱化、上下水道の強靱化、港湾施設等の強靱化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靱化）を進めます。

「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



<戦略の全体像> ※下線の取組については次ページ以降で説明

戦略の柱1：市民や地域の「発災前からの備え」の強化

施策1	防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）	<u>個人備蓄の促進</u> や、世代・国籍など対象者に合わせた防災啓発、災害ボランティアの活動環境の整備、 <u>マンション防災の推進</u> などにより、自助・共助の取組を推進します。
施策2	地震火災対策の推進	「燃えにくく、住みやすいまち」を実現するため、建築物の建て替え等による不燃化の推進や、 <u>感震ブレーカーの設置促進</u> 、密集市街地における防火水槽の整備などを進めます。
施策3	建物倒壊等の防止対策強化	建物倒壊や落下物等による被害を防ぐため、 <u>木造住宅やマンション等の耐震化</u> 、 <u>家具転倒防止器具の設置</u> 等を支援するとともに、歴史的建造物の耐震化を進めます。
施策4	災害時にも活きるまちづくりの推進	密集市街地等における防災型公園の整備や、防災まちづくり活動の活性化、小中学校や公園等のトイレの洋式化の加速など、災害時にも活きるまちづくりを進めます。

戦略の柱2：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築

施策1	避難所環境の向上	<u>小中学校体育館（地域防災拠点）の空調整備</u> や耐震給水栓整備の加速、 <u>災害用トイレの充実</u> 、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、 <u>民間施設活用等による避難スペースの拡充</u> などにより、安心して避難生活を送れるようにします。
施策2	物資支援の充実	<u>避難者の健康維持やプライバシー・就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄</u> するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようにします。
施策3	配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援	高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や <u>福祉避難所の拡充</u> などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源の確保などを支援します。
施策4	多様な避難への支援	在宅避難や <u>ペット連れての避難</u> 、車中泊避難など、それぞれの事情に応じた避難生活を安心して送ることができるように、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。
施策5	早期の生活再建に向けた支援	罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。

戦略の柱3：大規模災害時の拠点等整備

施策1	広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備	全国から集まる広域支援部隊のベースキャンプ機能、物資を備蓄し避難所に届ける物資備蓄機能、広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う「 <u>広域防災拠点</u> 」を、 <u>旧上瀬谷通信施設地区に整備</u> します。
施策2	災害応急活動体制の強化	被害状況等を早期に把握するため、DX等を活用した情報受伝達体制を確保するとともに、公設消防力や災害時医療体制の強化、ライフライン事業者等との連携を強化します。

戦略の柱4：災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化）

施策1	緊急輸送路等の強靱化	災害時の輸送ネットワークを強化するため、緊急輸送路等の耐震化や、広域防災拠点を軸とした緊急輸送路の再構築などを進めます。
施策2	上下水道の強靱化	災害時における給水・排水機能を確保するため、 <u>地域防災拠点等に接続する水道管・下水道管の耐震化</u> や、上水道施設及び下水道施設の更新・耐震化を進めます。
施策3	港湾施設等の強靱化	災害時における港湾機能や輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁や海岸保全施設等の整備を進めます。

個人備蓄の促進

支援物資が届きにくい場合でも自宅等での生活を継続できるよう、ローリングストックを基本とした水・食料等の備蓄や、トイレパック、モバイルバッテリーの確保など、個人での備えを促進するため、民間等と連携しながら周知啓発等を行います。

備える目安→3日分（できれば1週間分）

飲料水 1人当たり3リットル/日
トイレパック 1人当たり5個/日



取組指標	3日分以上の備蓄をしている家庭の割合 ①食料・飲料水 ②トイレパック		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 63.6% ② 34.2%	85% 70%	100% 100%

マンション防災の推進

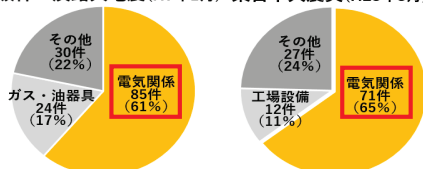
マンション等の共同住宅が市内住宅戸数の約6割を占める中、建物の特性等を踏まえた防災対策（マンション防災）を強化するため、在宅避難の有効性や、それに必要な日頃の備えなどに係る意識啓発を進めるとともに、「よこはま防災力向上マンション認定制度」による周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

取組指標	防災力の向上が図られたマンション等の世帯数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	11,789世帯(R5)	35,000世帯	49,000世帯

感震ブレーカーの設置促進

市域において大地震が発生した際、各住宅の電気の供給を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を促進し、電気に起因する火災の防止を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具設置補助率を100%とし、重点的に取り組みます。

阪神・淡路大地震(H7年1月) 東日本大震災(H23年3月)



取組指標	重点対策地域における感震ブレーカーの設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	31.4%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関係するものとされています。電気に起因する出火を防止するには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的です。

木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するにあたり、旧耐震基準の木造住宅の建替えを加速化するため除却補助額を増額するとともに、新たに「新耐震グレーゾーン住宅※」の耐震改修制度を創設し、支援を強化します。（※1981年6月以降2000年5月末以前の旧耐震基準で着工されたもの）

あわせて、旧耐震基準の木造住宅の居住者を対象に実施している防災ベッドなどの設置補助について、新耐震グレーゾーン住宅の居住者も対象とし、設置を促進します。

取組指標	①旧耐震基準の住宅の耐震化率（推計値） ②新耐震グレーゾーン住宅の補助件数 ③防災ベッド及び耐震シェルター等補助件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 94%(R5末) ② — ③ 8件(R5)	96% 150件(R7～R11) 150件(R7～R11)	98% 120件(R12～R15) 120件(R12～R15)

家具転倒防止事業の拡充

家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、自力で家具転倒防止器具の取付が困難な高齢者や障害者のみで構成される世帯を対象に、建築士等を派遣し、取付けを支援します。従来の取組に加えて、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具購入補助率を100%とします。

取組指標	重点対策地域における家具転倒防止器具の設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	57.3%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

小中学校体育館への空調整備加速

避難所生活における健康維持を図るため、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調整備を加速します。

取組指標	小中学校体育館への空調整備件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	115校/465校 (25%)	465校/465校 (100%)	—

災害用トイレの充実

地域防災拠点の下水直結式仮設トイレの拡充や、自治会町内会、マンション管理組合等によるマンホールトイレの設置を支援するとともに、トイレトレーラーの追加導入など、災害用トイレを充実させます。



マンホールトイレ



トイレトレーラー

取組指標	①地域防災拠点への下水直結式仮設トイレ（男性用小便器タイプ）増設 ②トイレトレーラーの配備台数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 0か所 ② 1台	459/459拠点 (完了) 2台	— —

補充的避難所の機能強化や民間宿泊施設等の活用

避難所のスペース不足等に備え、地域防災拠点と同様に避難生活が可能となる補充的避難所の機能強化や、市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先の拡充を図ります。

取組指標	民間宿泊施設との協定締結		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	— (県既存協定は有)	県ホテル組合※との協定締結(R7) 協定締結先拡充	協定締結先 拡充

※神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

備蓄物資の拡充

過去の災害等を教訓として、避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄します。飲食料については、プッシュ型支援物資の到着等を考慮し、想定避難者数の3食×3日分を確保します。



栄養補助食・飲料



衛生用品
(口腔ケアなど)



プライバシー確保
(パーティション)



寝具
(コットなど)

取組指標	食料・飲料水の備蓄量		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	174万食分 (避難者2食1日分)	323.1万食分 (避難者3食3日分) (完了)	維持

福祉避難所の受入拡充及び備蓄品の充実

高齢者や障害者など配慮を要する人が避難しやすいよう、避難所環境を整えるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の受入拡充や、民間宿泊施設等を活用した避難先の確保を進めます。あわせて、介護食など避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充も行います。

取組指標	①福祉避難所協定締結施設数 ②介護食の備蓄		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 557施設 ② 検討	600施設 全施設にいきわたる量の備蓄(20,000食)	620施設 更新

ペット同行・同室避難のための環境整備

ペットと暮らす方も避難所に避難できるよう、地域防災拠点に一時飼育場所を設けるための資機材を配付します。また、ペットとの同室避難場所についても、動物愛護センターなどにモデル設置を検討していきます。さらに、放浪しているペットや、様々な理由で飼い主との同行避難が困難なペットを動物救援センターに保護するため、必要な物資を整備します。



※ テント内等



※ 屋内等

取組指標	①地域防災拠点への一時飼育場所の設定 ②同室避難場所の設定 ③災害時動物救援センター（4か所）の受入体制整備		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 269/459拠点 ② — ③ 1か所整備中	459/459拠点 動物愛護センターほか順次整備 4か所	459/459拠点 各区1か所以上 4か所以上

広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備

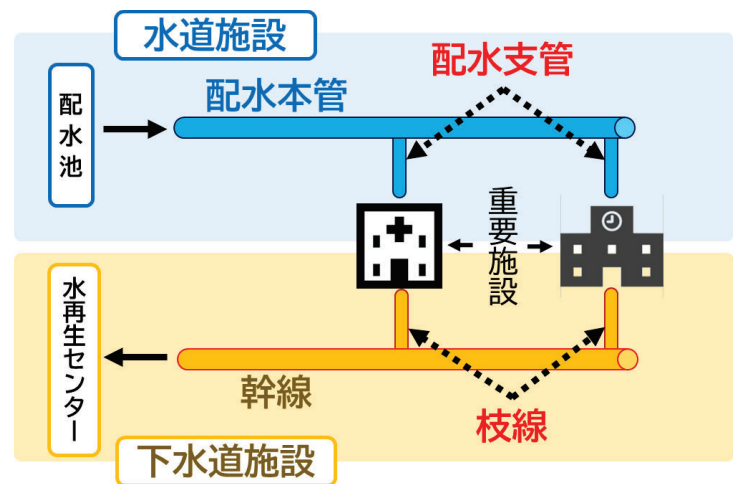
旧上瀬谷通信施設地区		機能
①～⑤機能の実施エリアは右図	①現地司令施設機能（2.0ha）	市災害対策本部（本庁舎）指揮のもと、広域支援部隊となる自衛隊・警察・消防・医療従事者（DMAT等）の現地調整の司令塔
	②外からの広域支援部隊のベースキャンプ機能（10.2ha）	広域支援部隊（自衛隊・警察・消防）の集結・宿営拠点やヘリ離着陸場として、公園の広場や野球場等の運動施設等のオープンスペースを活用
	③物資の流通拠点機能	本市最大規模の新たな備蓄庫（建築面積4,000㎡相当） 外部からの支援物資の受け入れ拠点（建築面積5,000㎡相当）
	④防災補助機能	広域支援部隊のベースキャンプや物資の流通拠点の補助機能として、部隊の休憩や打合せ場所、物資の一時保管、市災害対策本部の代替施設等にパークセンター1、2を活用
	⑤防災体験機能	防災体験プログラムの実施等、平常時において市民の防災力向上につながる取組の実施
その他の地区	物流地区	民間物流施設での救援物資等の受け入れや配送に係る協力など、本市の防災機能を担う施設としての連携
	観光・賑わい地区	民間事業者による帰宅困難者の受け入れや物資の備蓄など、本市の防災機能向上に繋がる取組
交通網	インターチェンジ・交通・緊急輸送路	○新たなインターチェンジ：東名高速道路と直結した、本市の災害時ネットワークの起点となるICの整備 ○新たな交通：来街者の帰宅困難対応等、防災力強化策を実施 ○緊急輸送路：1次路線に指定



重要施設に接続する水道管・下水道管の耐震化

重要施設（地域防災拠点、応急復旧活動の拠点となる施設、医療活動の拠点となる病院）※の上下水道機能を確保するため、重要施設に接続する水道管（配水支管）・下水道管（枝線）の耐震化を重点的に進めます。

※重要施設：地域防災拠点（459箇所）、応急復旧活動拠点（41箇所）、災害拠点病院等（116箇所）の合計616箇所



取組指標	重要施設に接続する ①水道管（配水支管）及び下水道管（枝線）の耐震化 ②水道管（配水支管）の耐震化 ③下水道管（枝線）の耐震化		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	357/616か所 (58%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
②	440/616か所 (71%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
③	478/616か所 (78%)	616/616か所 (100%)	—

※②によりR9にすべての地域防災拠点で災害直後の給水を確保
※③によりR7にすべての地域防災拠点の枝線の耐震化が完了

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

令和 7 年 3 月 19 日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会」において、公益社団法人 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会から、会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件が発表されました。

GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いします。

1 お問い合わせのこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会について

添付の記者発表資料をご参照ください。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課 広報担当
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2025年3月19日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 開催まであと2年 主要施設の展示内容など最新の会場計画を発表 ～会場を共創する出展内定者は377件に～

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027（正式名称「2027年国際園芸博覧会」）の開催2年前である2025年3月19日（水）、日本橋三井ホールにて記者発表会を実施しました。会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件を発表し、会場を共創する出展内定者（テーマ営業出店を含む）はあわせて377件となりました。



空から見た GREEN×EXPO 2027 会場

■GREEN×EXPO 2027の最新会場計画について

GREEN×EXPO 2027における会場計画のうち、主要な施設「テーマ館」「園芸文化展示」「政府出展」の展示内容について、最新情報を公表しました。未知なる植物の力や日本の伝統的な自然観について、見て、触れて、学んでいただける展示として準備を進めています。

● すべての生命はつながっている。植物を中心に。（テーマ館）

地球上のすべての生命のうち、重量で82%を占める植物。テーマ館では地球を支える命の根源である植物の真の姿を、最新の映像技術と展示技術でお伝えします。また、東日本大震災の津波に耐えた陸前高田市の「奇跡の一本松」の根も展示。復興を象徴する展示であり、植物が菌類と共生する土の中の世界を最新の研究成果に基づきお伝えします。

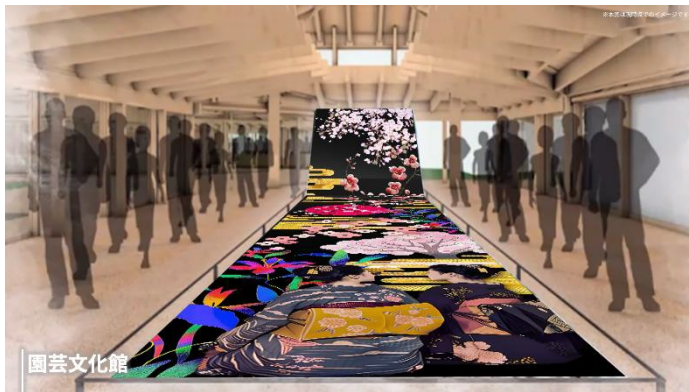


<展示エリア>

「奇跡の一本松」の根を展示。植物が菌類と築く土の中のネットワークを紹介します。

● 江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現（園芸文化展示）

日本人が自然とともに親しんできた園芸文化。江戸期には、日本の園芸文化は世界最高水準に発達しました。園芸文化展示では、江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現します。また屋外には、江戸時代の植木屋・花屋敷を再現。春分から始まり、晩春・初夏・盛夏・初秋と植物を入れ替え、日本の園芸文化の水準の高さや自然観、季節感を体感いただけます。



< 展示エリア >

屋内展示では建築との調和を考慮した展示空間を構成し、日本の園芸文化の魅力等を発信。

● 日本の自然観を再考し、未来へ進む（政府出展）

政府出展が位置するのは、横浜市内を流れる和泉川の流頭部。この貴重な自然環境を引き継いでいくため、流頭部の自然環境を読み解き、既存の樹木や在来の植物を活用し、屋外展示では美しい風景としての「令和日本の庭」をつくりあげます。また、屋内展示ではプラネタリーバウンダリーといった地球規模の課題について、“みどり”で解決する可能性を体感・共感し、来場者が考え、ひとりひとりが取り得る行動への一歩を提案します。



< 屋外展示 >

竹林や松林といった日本の里山の風景を背景に、日本の雅を華やかに表現。

国土交通省・農林水産省提供



< 屋内展示 >

農とみどりが調和した都市～農山漁村の将来像を提示する。

国土交通省・農林水産省提供

■「Village出展」及び「花・緑出展」の内定について

新たに「Village出展^{※1}」に5件、「花・緑出展^{※2}（企業・団体・個人）」に63件、そして「花・緑出展（自治体）」に73件が内定しました。

これにより、2024年10月1日（火）に発表された内定者とあわせて、

「Village出展」に 13件、

「花・緑出展」に360件、

両出展への内定者は合計373件となりました。

- 「Village出展」第二次内定者（5件）（※五十音順）
 - ・ 株式会社大林組
 - ・ 清水建設株式会社
 - ・ 住友林業株式会社
 - ・ 東急グループ
 - ・ 東日本電信電話株式会社
- 「花・緑出展」第二次内定者 企業・団体・個人 （63件） 別紙一覧
- 「花・緑出展」内定 自治体 （73件） 別紙一覧

※1 Village出展とは

市民や企業など多様な参加者が、コンセプトを共有しながら「幸せを創る明日の風景」を創り上げる共創事業「Village」。その中核となる、カーボンニュートラルやネイチャー・ポジティブなど、新たなグリーン社会実現に向けた企業による出展。

※2 花・緑出展とは

花と緑のプロフェッショナルが、ここでしか見られない庭園や花壇、生け花やフラワーアレンジメント、盆栽、新品種・希少種など、多種多様な花・緑の作品を出展する、美と技術の競演。

■「テーマ営業出店」の内定について

「テーマ営業出店^{※3}」に4件が内定しました。

- 「テーマ営業出店」内定者 （4件）（※五十音順）
 - ・ JA グループ
 - ・ 株式会社丸兆
 - ・ 明治グループ
 - ・ 山崎製パン株式会社

※3 テーマ営業出店とは

共創事業「Village」において、「幸せを創る明日の風景」の創出に資する、エシカル消費や食育などをテーマとした独自の飲食や物販等、企業・団体による出店。

会場計画図ならびに Village 出展・テーマ営業出店の配置

GREEN×EXPO 2027の会場空間を共創するパートナーは「Village出展」、「花・緑出展」、「テーマ営業出店」をあわせて377件となり、多くの出展者のみなさまと一緒に魅力溢れる会場空間を準備して参ります。



※Village 出展、花・緑出展、テーマ営業出店の各内定者より個別リリースが発出されている場合がございます。



Village 出展・テーマ営業出店内定者

<前列左から>

株式会社大林組◆、住友林業株式会社◆、東日本電信電話株式会社◆、株式会社 KT グループ◆、相鉄ホールディングス株式会社◆、大和ハウス工業株式会社◆、三菱国際園芸博覧会総合委員会◆、JA グループ◇、明治グループ◇

<後列左から>

清水建設株式会社◆、東急グループ◆、鹿島建設株式会社◆、三光ソフランホールディングス株式会社◆、竹中グループ◆、東邦レオ株式会社◆、株式会社丸光◇、山崎製パン株式会社◇

(企業・団体名のみ。敬称略。◆は Village 出展内定者、◇はテーマ営業出店内定者。)



<前列左から>

株式会社サカタのタネ、一般社団法人ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ、一般社団法人JFTD（花キューピット）、全国花みどり協会、玉川大学、一般社団法人日本植木協会、一般社団法人日本造園建設業協会、公益社団法人日本フラワーデザイナー協会、株式会社ハクサン

<後列左から>

福島県、千葉県、富山県、神戸市、福山市、高松市、熊本市

花・緑出展内定者



2年前発表会に参加された出展内定者一同

■主催者挨拶

登壇者一覧 ※敬称略

- ・会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）



【十倉会長コメント】

GREEN×EXPO の見どころの一つとなるテーマ館や園芸文化展示、政府出展など、本博覧会の魅力の一端をご紹介します。皆様ぜひ楽しみにしていただきたい。

2年後、会場となる横浜・上瀬谷で、圧倒的な花と緑、魅力的な空間を創出し、皆様をお迎えできるよう、協会一同、関係者の皆様とともに、引き続き着実に準備を進めていく。



【山中市長コメント】

GREEN×EXPOは、米軍から返還された土地の友好平和利用の象徴であり、また、国内外から参加される多くの皆様と、気候変動の課題を共有し、解決につなげるアクションを起こす場、そしてそのアクションを世界へと発信していく場。

一人一人の行動やライフスタイル、企業行動を変えていくきっかけとなるGREEN×EXPOを、ホストシティとして、皆様とともに大いに盛り上げていきたい。



【黒岩知事コメント】

開催期間中のみならず、機運醸成の段階から、多様な主体が積極的に参加し、「みんなで盛り上げ、みんなで創り、みんなが参加できる万博」をめざす。

また、ミュージカルや庭園等の出展を通じ、県政の基本理念である、いのち輝く「"Vibrant INOCHI"」の実現をめざしていく。

●「GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会」開催概要

【日時】2025年3月19日（水）10時30分～11時15分

【会場】日本橋三井ホール

【登壇者】

- ・2027年国際園芸博覧会協会 会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 推進戦略室長 脇坂 隆一
- ・Village 出展内定者 13件
- ・テーマ営業出店内定者 4件
- ・花・緑出展内定者 16件

【内容】

- ・オープニングアタック映像
- ・主催者挨拶
- ・GREEN×EXPO2027 紹介映像
- ・会場計画・出展関連情報発表
- ・内定者紹介・フォトセッション

本件に関するお問合せ先

○GREEN×EXPO 2027に関すること

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

【会場計画に関すること】 企画調整部調整課 担当：田中 Tel：045-307-2068

【Village 出展・テーマ営業出店に関すること】 事業部事業企画課 担当：齋藤 Tel：045-307-2049

【花・緑出展に関すること】 出展部出展課 担当：丸山 Tel：045-307-2057

○GREEN×EXPO 2027 PR事務局（株式会社プラチナム内） 担当：星野・河村・小野

MAIL：greenexpo2027_pr@vectorinc.co.jp

TEL：03-5572-6072 FAX：03-5572-6075

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロナナ)
開 催 場 所	神奈川県横浜市
開 催 期 間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
参 加 者 数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【Village出展】計13件(第一次内定8件+第二次内定5件)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	内定区分	No.	企業・団体名	内定区分
1	株式会社 大林組	②	8	大和ハウス工業株式会社	①
2	鹿島建設株式会社	①	9	竹中グループ	①
3	株式会社 KTグループ	①	10	東急グループ	②
4	三光ソフランホールディングス株式会社	①	11	東邦レオ株式会社	①
5	清水建設株式会社	②	12	東日本電信電話株式会社	②
6	住友林業株式会社	②	13	三菱国際園芸博覧会総合委員会	①
7	相鉄ホールディングス株式会社	①			

【テーマ営業出店】計4件

(五十音順)

No.	企業・団体名	No.	企業・団体名
1	JAグループ	3	明治グループ
2	株式会社 丸兆	4	山崎製パン株式会社

【花・緑出展(企業・団体・個人)】計287件(第一次内定226件+第二次内定63件のうち重複2件除く。一部非公表あり)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	アース製菓株式会社		①	54	一般社団法人 神奈川県園芸協会		①
2	アーティフィシャルフラワーズ協会		①	55	一般社団法人 神奈川県造園業協会	①	
3	アイバルブ・ジャパン		①	56	神奈川県立横浜瀬谷高校		②
4	有限会社 アオキ・グリーン	①		57	学校法人 神奈川大学		②
5	株式会社 赤塚植物園	①	①	58	株式会社 金沢臨海サービス	①	
6	株式会社 アジャイルエナジーX		①	59	株式会社 庭師生樹		①
7	足立原造園土木株式会社	①		60	株式会社 Kam's YOSHIDA		②
8	アトリエ十色 ※共同出展		①	61	カレンフジ株式会社	①	
9	有限会社 アミノ	①		62	有限会社 季織苑		①
10	アライグリーン株式会社	①		63	岸田園芸株式会社	①	
11	Anti kukka ※共同出展		①	64	株式会社 kinoiro	①	①
12	and now合同会社		①	65	株式会社 岐阜造園	①	
13	EPFD協会		①	66	近畿花き振興協議会 ※共同出展		②
14	生きる庭	①		67	株式会社 クォンタムフラワーズ&フーズ		①
15	池坊のいけばなを魅せる会「咲ら-SAKURA-」 ※共同出展		①	68	有限会社 グラスハウス ※共同出展	①	
16	一般社団法人 いけばな協会		①	69	株式会社 グリーンアンドアーツ	①	
17	いけばな文化振興普及協会 いけばなworks		①	70	株式会社 グリーンファーム		①
18	生駒造園土木株式会社	①		71	株式会社 グリーンフィールドプロジェクト		②
19	石井造園株式会社		①	72	株式会社 クレイ		②
20	株式会社 石勝エクステリア ※共同出展	②		73	クロダファーム		②
21	イシキナ ユウ		②	74	グンゼグリーン株式会社		②
22	石原産業株式会社		①	75	株式会社 Kei's ※共同出展	①	
23	株式会社 伊藤商事 ※共同出展		①	76	原色ドライフラワー研究会		①
24	イノチオ精興園株式会社		①	77	一般財団法人 公園財団		①
25	有限会社 今井ナーセリー ※共同出展		①	78	有限会社 幸徳園	①	
26	岩間造園株式会社	①		79	港南植木ガーデン・福岡造園 ※共同出展	①	
27	インターフローラルデザイナー協会		①	80	小菊盆栽芸術協会会長生会 ※共同出展		①
28	株式会社 ヴェルデ		①	81	一般財団法人 国際花と緑のセラピー協議会		①
29	株式会社 内田造園	①		82	国際雪割草協会		①
30	株式会社 内田緑化興業	②	②	83	苔むすび合同会社		①
31	内山緑地建設株式会社	①		84	小杉造園株式会社	①	
32	株式会社 エコ・ファーム鳥取		①	85	株式会社 小林園	①	
33	江崎真吾 グリーンプラザみやま	①	①	86	Comoris DAO合同会社	②	
34	特定非営利活動法人 SDGs JAPAN-TOCHIGI	②		87	これからのいけばなを考える会		①
35	ENEGGO株式会社		①	88	株式会社 サカタのタネ	①	①
36	FSブルーム株式会社	①		89	サカタのタネ グリーンサービス株式会社	①	
37	合同会社 FGL		②	90	相模庭苑株式会社	②	
38	一般社団法人 園芸学会		②	91	作庭志稲田株式会社	①	
39	公益社団法人 園芸文化協会 ※共同出展		①	92	櫻井造園土木株式会社	①	
40	園修造園	①		93	SANOYOI-咲の育-		②
41	欧風花インスティテュート		①	94	佐橋造園		①
42	OATアグリオ株式会社		②	95	有限会社 座間洋らんセンター		①
43	大島造園土木株式会社	①		96	サントリーフラワーズ株式会社	①	①
44	オーストラリアプリザーブドフラワー協会(APA)		①	97	三楽衆 ※共同出展	①	
45	大田市場花き部代表者会 ※共同出展		①	98	JEJアステージ株式会社	①	①
46	岡田茂吉美術文化財団 神奈川支部		①	99	一般社団法人 JFTD(花キュービッド)		①
47	一般財団法人 沖縄美ら島財団	①		100	JA足利 花き部会		①
48	屋内緑化推進協議会		①	101	ジェービーエス製菓株式会社		①
49	一般財団法人 小原流 横浜支部		①	102	四季彩庵 ※共同出展		①
50	合同会社 オリビアス		②	103	有限会社 四季の企画社		①
51	NPO法人 ガーデンを考える会		①	104	四国庭石株式会社	①	
52	株式会社 貝塚造園・GREENCALMHOUSE・植和造園・PLANTED・田野井造園株式会社・株式会社 きたむら園 ※共同出展	①		105	シドモア桜の会 横浜		①
53	株式会社 カインズ		②	106	有限会社 清水工業ガーデン	①	
				107	株式会社 ジャクエツ	①	①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
108	合同会社 シフトガーデニングアンドグリーン		①	177	一般社団法人 日本種苗協会		①
109	一般社団法人 ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ ※共同出展		①	178	日本樹木医会神奈川県支部		①
110	チャン フルーリー イズミ		①	179	一般社団法人 日本造園組合連合会	①	
111	株式会社 春峰園	①		180	一般社団法人 日本造園組合連合会大阪府支部		①
112	湘南造園株式会社	①		181	一般社団法人 日本造園建設業協会	①	
113	株式会社 新松戸造園		①	182	一般社団法人 日本造園建設業協会 神奈川県支部	②	
114	有限会社 スープ		①	183	一般社団法人 日本造園建設業協会東北総支部(東北地区緑化団体協議会)	①	
115	株式会社 鈴木造園土木	①		184	日本ナチュロック株式会社	①	
116	株式会社 鈴鍵	①		185	日本花あしらい普及協会		①
117	合同会社 スピカ		②	186	公益財団法人 日本花の会	①	
118	住友化学園芸株式会社		①	187	公益財団法人 日本ばら会		①
119	住友林業緑化株式会社	①	①	188	一般社団法人 日本ハンギングバスケット協会		①
120	晴照造園	①		189	日本フラワー作家協会		①
121	一般社団法人 世界押花芸術協会		②	190	公益社団法人 日本フラワーデザイナー協会		①
122	摂南大学		②	191	一般社団法人 日本盆栽協会 ※共同出展		①
123	全国女性造園技術者の会		①	192	特定非営利活動法人 日本メディカルハーブ協会		①
124	全国花みどり協会		①	193	日本レミコ押し花学院・国際プレスドフラワーデザイナー協会		①
125	特定非営利活動法人 全日本愛蘭会		①	194	庭工荒川・霧が丘緑舎 ※共同出展	①	
126	宣法未生流 with DAKTEN ※共同出展		①	195	庭咲桜(にわざくら)		①
127	ソアラ株式会社		②	196	庭祥 清水庵	②	
128	造園作家展組合 ※共同出展	①	①	197	株式会社 庭作す森	①	
129	草月会神奈川県支部		②	198	庭屋遠舟	①	
130	相武造園土木株式会社	①		199	庭屋mohey	①	
131	ソラフローズ協会 ※共同出展		①	200	株式会社 庭屋の関	①	
132	有限会社 ダイカツプラント		①	201	野村不動産株式会社 ※共同出展		②
133	株式会社 泰山園	①		202	株式会社 ハイボネックスジャパン	②	①
134	株式会社 タカショー	①		203	BAOBABLISS×MOTOMACHI花こ ※共同出展	②	
135	高梨庭園 ユタカ株式会社 ※共同出展	①		204	株式会社 ハクサン	①	①
136	株式会社 高山煉瓦建築デザイン	②		205	箱根植木株式会社		②
137	株式会社 竹内庭苑	①		206	一造園土木株式会社	①	
138	株式会社 田澤園	①		207	花育CasualFlowerSalon		②
139	夢科高原 パラクライングリッシュガーデン	②		208	花鏡 ※共同出展	①	
140	多肉スタイリング協会®		①	209	はなじゅく／フェリシテフラワー ※共同出展		①
141	食べるバラ農園	②		210	花と緑の研究所株式会社		②
142	玉川大学・玉川学園	①		211	一般社団法人 花の国日本協議会		①
143	地域共創 造園有志チーム ※共同出展	①		212	花屋務 ※共同出展	①	
144	一般財団法人 千葉県まちづくり公社	②		213	花LINKS株式会社		①
145	千葉大学大学院園芸学研究院		①	214	株式会社 HAMART Indonesia	①	
146	中部リサイクル株式会社 ※共同出展	②		215	株式会社 濱田園	①	
147	有限会社 DFAフローリスト資格認定協会		①	216	株式会社 ハルディン	②	
148	テクノ・ホルティ園芸専門学校		①	217	株式会社 パレ		②
149	デザインで未来を拓く！日本園芸文化研究会		①	218	株式会社 日比谷花壇		①
150	Temple Japan ※共同出展	①		219	viridiflora		①
151	天龍造園建設株式会社	①		220	株式会社 HIRO GARDENING	①	①
152	東海園株式会社	②		221	有限会社 ファイブ・アイランド ※共同出展		①
153	株式会社 東海グローバルグリーンング ※共同出展		①	222	株式会社 フィーカ	①	
154	株式会社 東京堂		①	223	株式会社 フォーシーズンズプレス		①
155	東光園緑化株式会社	②		224	ふくいちガーデン	②	
156	東都造園株式会社	①		225	合同会社 Fukunys		②
157	とう美緑化株式会社	①		226	福花園種苗株式会社		②
158	株式会社 杜若園芸	①	①	227	株式会社 富士植木	①	
159	トロッケンゲシュテック(木の美とスパイスの飾り花)協会		①	228	藤造園建設株式会社	①	
160	なか区民クラブ(元町百段公園愛護会)		①	229	フマキラー株式会社		②
161	中島 大輔		①	230	一般社団法人 ブラッサムアート協会		①
162	株式会社 並木園	①		231	株式会社 ブラネット		①
163	奈良造園土木株式会社	①		232	Flower Japan実行委員会		①
164	株式会社 ナリコー		②	233	プリザービングフローズ協会 ※共同出展		①
165	株式会社 南神	②		234	プリザーブドフラワーショップ ラスフローレス		①
166	NICOガーデン	①		235	一般社団法人 プリザーブドフラワー全国協議会		①
167	公益財団法人 日本いけばな芸術協会		①	236	株式会社 Flos Orientalium ※共同出展		①
168	一般社団法人 日本インドア・グリーン協会		①	237	株式会社 プロトリーフ		①
169	一般社団法人 日本植木協会	①		238	ベルグアース株式会社	①	
170	日本えだもの株式会社		②	239	一般財団法人 細川流盆石		①
171	一般社団法人 日本花き生産協会		①	240	有限会社 細野植産	①	
172	公益社団法人 日本家庭園芸普及協会		①	241	堀江造園株式会社	②	
173	一般社団法人 日本華道連盟		②	242	松村工芸株式会社		②
174	日本クラフト盆栽作家協会		①	243	MAFD AMINO (生花デザイナーズ団体)		①
175	日本サステナブルフラワー協会		①	244	MAFD AMINO／ロサ夢科(有機JAS認証農園)		①
176	一般社団法人 日本皐月協会		①	245	水だけで育てる観葉植物ブランド「WOOTANG(ウータン)」		①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
246	株式会社 ミスティックフラワー	②	①	267	横浜市立桜丘高等学校		②
247	ミヅみかん狩り つづさき観光	①		268	横浜庭苑株式会社	①	
248	株式会社 ミヨシグループ ※共同出展	①		269	横浜花博連絡協議会	②	
249	明治大学農学部アグリサイエンス研究室	②		270	横浜ばら会		①
250	学校法人 明治薬科大学		①	271	横浜薬科大学	①	
251	株式会社 メイブル・ノブ		②	272	株式会社 米山庭苑	①	
252	MAISON DE PEONY		①	273	株式会社 ランドサット		①
253	メネデル株式会社		①	274	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会	①	
254	もちづき植木株式会社	①	①	275	株式会社 LAND-H.A.G	①	
255	本園 卑二		①	276	リッシュコーポレーション合同会社		②
256	特定非営利活動法人 敷会	①		277	立命館大学・日本バイオ炭研究センター ※共同出展		①
257	やました園芸 ※共同出展		①	278	株式会社 竜門園	②	
258	やまやす呉藤	①		279	株式会社 緑風舎	②	
259	雪印種苗株式会社		①	280	リリープロモーション・ジャパン		①
260	株式会社 ユニバーサル園芸社	①	①	281	株式会社 ロスフィー	②	
261	横浜朝顔会		①	282	ワクワブプラント株式会社	①	
262	横浜植木株式会社	①	①	※2024年10月1日に公表した出展内定者一覧から、内容等に一部変更があります。 ※「企業・団体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。 ※複数の企業・団体・個人等による共同出展状況は、参加申込時点の内容です。			
263	横浜えびね会		①				
264	横浜華道協会		①				
265	横浜山草会		①				
266	一般社団法人 横浜市造園協会	①					

【花・緑出展(自治体)】計73自治体(神奈川県・横浜市を除く。一部、非公表の自治体あり)

(全国地方公共団体コード順)

No.	自治体名	出展区分		No.	自治体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	北海道・(一社)北海道造園緑化建設業協会・ (一社)日本造園建設業協会 北海道総支部 ※共同出展	○		26	大分県	○	○
2	青森県	○		27	宮崎県	○	○
3	宮城県・宮城県花と緑普及促進協議会 ※共同出展		○	28	沖縄県		○
4	福島県		○	29	札幌市	○	
5	茨城県	○	○	30	仙台市	○	
6	栃木県	○	○	31	さいたま市	○	
7	群馬県	○		32	千葉市	○	
8	埼玉県	○	○	33	川崎市	○	
9	千葉県	○	○	34	相模原市		
10	富山県		○	35	静岡市	○	
11	石川県		○	36	浜松市	○	○
12	長野県	○	○	37	名古屋市	○	
13	岐阜県	○	○	38	京都市	○	
14	静岡県		○	39	神戸市	○	
15	愛知県		○	40	岡山市・(公財)岡山市公園協会 ※共同出展		○
16	三重県	○	○	41	福岡市	○	
17	京都府	○		42	北九州市	○	
18	2027年国際園芸博覧会共同出展協議会 (大阪府・大阪市・堺市) ※共同出展	○		43	熊本市	○	
				44	大和市(神奈川県)	○	
19	和歌山県	○		45	田原市(愛知県)		○
20	鳥取県	○		46	福山市(広島県)		○
21	島根県		○	※出展は、必要な予算の成立が前提となることから出展辞退等により変更の可能性 があります。 ※「自治体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。 ※共同出展状況は、参加申込時点の内容です。			
22	岡山県		○				
23	香川県・高松市 ※共同出展		○				
24	佐賀県	○					
25	長崎県	○					

敬老パスの新たな取組について【事業説明】

1 事業の趣旨

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】チラシ（A 4 両面の表面）について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間：令和 7 年 9 月 30 日まで

※貼替を希望の場合には、その旨区の高齢・障害支援課あてにご連絡ください。

3 新たな取組の概要

- (1) 75 歳以上で運転免許証を自主返納した人に、敬老パスを 3 年間無料で交付します

免許証返納後の外出をお支えするため、令和 7 年 4 月 1 日以降に 75 歳以上になってから運転免許証を自主返納し、敬老パスを申請した方に、令和 7 年 10 月 1 日以降、敬老パスを 3 年間無料で交付します。

※申請には、警察署等で免許証返納時に交付される、「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

- (2) 敬老パスの対象交通機関が増えます

10 月 1 日より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、敬老パスの提示により、半額程度で利用できるようになります。

【利用できる交通機関】※今後拡大する予定

- ・四季めぐり号（旭区）
- ・こすずめ号（戸塚区）
- ・Eバス（泉区）

（運行地域にお住まいの皆様には今後改めて周知する予定です。）

4 敬老パスに関するお問合せ先

敬老パス問合せダイヤル

- ・電話番号：0120-206-160

- ・受付時間：毎日 8 時から 19 時まで

（休止期間：令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 6 日、令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日）

健康福祉局 高齢健康福祉課

担当 正木、長嶋

電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613

メール kf-koreikenko@city.yokohama.lg.jp

令和7年10月～

75歳以上で

令和7年4月1日以降に

運転免許証を返納した方

敬老パス 3年間無料



申請時には免許返納時に交付される
「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

横浜市 敬老パス



横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

無料交付の 対象となる方

令和7年4月1日以降に、
75歳以上で

運転免許証を自主返納した方

※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

誕生日によって、3年間敬老パスを無料にするための
運転免許証の返納時期が異なります。

①昭和25年（1950年）10月1日以前の誕生日の方

→令和7年4月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

②昭和25年（1950年）10月2日から昭和26年（1951年）10月1日までの誕生日の方

→令和7年10月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

注意

○自主返納以外（失効など）は無料交付の対象になりません

○普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります

○免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限（免許証を返納した日から2回目に到来する9月30日まで）があります。

（例）免許証返納日が令和7年5月1日の場合、申請期限は令和8年9月30日になります。

免許証返納から敬老パスの申請の流れ

1. 警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する

2. 「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける
※再発行できませんので、なくさないでください

3. お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする
持ち物：申請による運転免許の取消通知書、本人確認書類（マイナンバーカード、介護保険証等）

● 現在、敬老パスを利用している方

● これから敬老パス利用する方

お使いの敬老パスで
引き続きご利用いただけます

新しい敬老パスを
特定記録郵便にて
ご自宅にお送りします

敬老
パス

とは

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。
敬老パスを提示することで、横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄をご利用いただけます。
※令和7年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。

横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

（令和7年4月7日～令和8年3月31日まで）

令和7年4月
健康福祉局
高齢健康福祉課

戸籍氏名の振り仮名記載について【情報提供】

1 趣旨・概要

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。

令和 7 年 5 月 26 日時点（改正法の施行日）において本籍を置く市区町村から皆様（原則として戸籍の筆頭者宛て）に振り仮名が記載された通知が発送されますので、届きましたら内容の確認をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 今後の流れ

(1) 令和 7 年 5 月 26 日から夏頃まで

各ご家庭に、戸籍に記載する予定の振り仮名がハガキで届きます。このハガキは同一戸籍にいる方全員分（1 通に 4 名まで）の振り仮名が記載されており、戸籍内で住所が別の方がいる場合は、同内容のハガキがそれぞれの住所あて郵送されます。

【通知ハガキ 表面のイメージ】

料金後納郵便 市区町村管理番号 100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 法務 太郎 様 郵便用カスタマーバーコード印刷領域 【必ず開封してください】 戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。 (法務省HP) 二次元バーコード (〇〇市HP) 二次元バーコード 矢印からゆっくりはがしてご覧ください	文書番号 令和7年 月 日 戸籍に記載される振り仮名の通知書 〇〇県〇〇市長 印 戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。 本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番 【氏の振り仮名】 <table><tr><td>氏</td><td>法 務</td></tr><tr><td>振り仮名</td><td>ホウム</td></tr><tr><td>氏の振り仮名の届出が可能の方</td><td>法務 太郎 様のみ</td></tr></table>	氏	法 務	振り仮名	ホウム	氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ	【名の振り仮名】 <table><tr><td>①</td><td>名</td><td>太 郎</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タロウ</td></tr><tr><td>②</td><td>名</td><td>京 子</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>キョウコ</td></tr><tr><td>③</td><td>名</td><td>正</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タダシ</td></tr><tr><td>④</td><td>名</td><td>ゆり</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>ユリ</td></tr><tr><td>名の振り仮名の届出が可能の方</td><td colspan="2">①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)</td></tr></table> ※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。 右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ」/「Uni-Voice Blindアプリ」) 音声コード	①	名	太 郎		振り仮名	タロウ	②	名	京 子		振り仮名	キョウコ	③	名	正		振り仮名	タダシ	④	名	ゆり		振り仮名	ユリ	名の振り仮名の届出が可能の方	①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)	
氏	法 務																																		
振り仮名	ホウム																																		
氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ																																		
①	名	太 郎																																	
	振り仮名	タロウ																																	
②	名	京 子																																	
	振り仮名	キョウコ																																	
③	名	正																																	
	振り仮名	タダシ																																	
④	名	ゆり																																	
	振り仮名	ユリ																																	
名の振り仮名の届出が可能の方	①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)																																		

《裏面もあります。》

(2) ハガキが届いてから令和8年5月25日まで

ア 振り仮名が正しい場合

手続きは必要ありません。この場合、令和8年5月26日以降に自動で戸籍に振り仮名が記載されます。

イ 振り仮名に誤りがある場合

振り仮名の届出が必要です。

※オンライン（マイナンバーカード利用）や郵送で届出可能です。詳細はお届けするハガキをご確認ください。

【届出期間】令和7年5月26日～令和8年5月25日の1年間

(3) 令和8年5月26日以降

すべての戸籍に振り仮名が記載されます。この日以前に、振り仮名の届出をされた方については、届出された時点で戸籍に振り仮名が記載されます。なお、戸籍に振り仮名が記載されると、本籍地の市区町村から住所地市区町村へ通知がなされ、自動的に皆様の住民票の氏名の振り仮名も記載されます。

4 コールセンターについて

戸籍の氏名に振り仮名が記載されることは、全国一斉に開始されます。

令和7年5月26日以降に国のコールセンターが開設されますので、ご不明点がございましたらお問合せください。

また、通知ハガキに関するお問合わせ等について、本市においても専用のコールセンターを開設します。電話番号等の詳細は、通知ハガキに記載するとともに本市ホームページに掲載する等してお知らせする予定です。

横浜市振り仮名の WEB ページ

2次元コード→



市民局窓口サービス課
担当 中澤、指宿
電話 045-671-2176 /FAX 045-664-5295
メール sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

➡ 誤っている場合は届出をしてください
マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



自治会・町内会長 各位

神奈川区保健活動推進員会事務局

神奈川区・横浜市保健活動推進員会だよりについて（依頼）

清和の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、保健活動推進員事業及び区行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

神奈川区保健活動推進員会では、『地域の健康づくり』を主要テーマとして、各地区でウォーキングや健康チェックなどの活動を行っています。

このたび、保健活動推進員の活動紹介や、区民の健康に役立つ情報を提供することを目的に会報を発行しました。神奈川区保健活動推進員会が作成したものと、横浜市保健活動推進員会が作成した2種類の会報がありますので、以下のとおりご対応をお願いいたします。

内容		依頼事項
1	神奈川区保健活動推進員会だより 「あるく 第13号」	掲示板への掲出（どちらか <u>片面のみ</u> で 構いません）をお願いします
2	横浜市保健活動推進員だより 「第47号」	各自治会・町内会長あて1部 (配付のみ)

【問合せ先】

神奈川区保健活動推進員会事務局

(神奈川区役所 福祉保健課 健康づくり係)

担当：田中、植田

電話：045-411-7138、FAX：045-316-7877

あるく

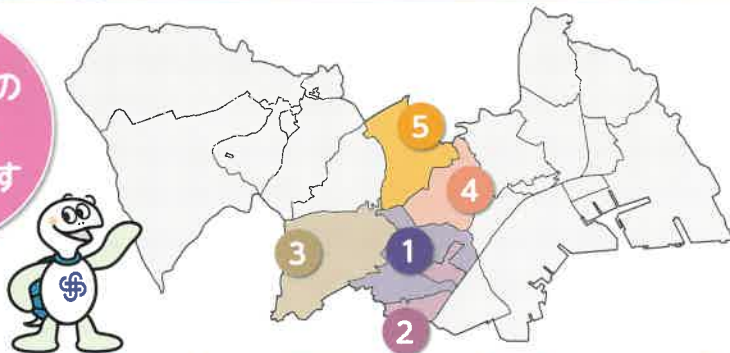


VOL.13

令和7年3月発行

神奈川区マスコットキャラクター
かめ太郎

各地区での
活動を
紹介します



保健活動推進員は地域の健康づくりを
広めるため、市長から委嘱を受けて活動
しています。

区では 198 人※が 21 地区にわかれ、
自分たちで企画した運動や講座を実施し
ています。

※令和7年1月現在

1

青木第一地区

八重桜が満開の反町と東白楽間を、答えを探すクイズをしながら楽しくウォーキングしました。



2

青木第二地区

体操教室を開きました。
関節や筋肉のストレッチを十分した後、色々な歩きに挑戦し、笑いと共にすっかり心と体がほぐれました。



3

三ツ沢地区

猛暑で参加者の体調が案じられましたが、豊頭寺から三ツ沢公園への林中の小道は涼しく、楽しいウォーキングができました。



4

神北地区

「ウォーキング講座」を開催しました。38名参加し、講座と歩く姿勢の測定等を行いました。健康意識の高い方が多く有意義な講座でした。



5

六角橋地区

月に一度のウォーキングは、2時間で3kmほどのゆったりとしたペースで実施。今夏はウォーキング講座も開きました。



10月に実施した神奈川区民まつりでは、握力測定を実施したり、健康づくりに役立つ情報を提供しました。

12月には区全体研修会を神奈川公会堂で開催しました。詳しくはこちら▶



あるく



VOL.13

令和7年3月発行

神奈川区マスコットキャラクター
かめ太郎

各地区での
活動を
紹介します



保健活動推進員は地域の健康づくりを
広めるため、市長から委嘱を受けて活動
しています。

区では198人※が21地区にわかれ、
自分たちで企画した運動や講座を実施し
ています。

※令和7年1月現在

1

神
大
寺
地
区

毎月第二水曜日、地区セ
ンターにて健康体操を
行っております。笑いヨ
ガやノルディックウォー
キングなどの講義も開催
してます。是非一度お越
しになってみてください。



2

片
倉
地
区

毎月第3水曜日におしゃべりを楽しみながら
ウォーキングを開催。
10月は地下鉄の片
倉町を出発して、う
さぎ山まで可愛い手
製の地図を片手に町
内を歩きました。



3

菅
田
地
区

当地区では月2回、健康運動指導士の先生を
招いて転倒予防
教室を開いてい
ます。毎回地域
の方が楽しく体
操をしています。



4

羽
沢
地
区

「はざこく目指して」ウォーキングを12月開催。
写真は夏の体操講座の様子です。少し勉強し
大いに笑い、ロコミ
で地域の方が沢山
参加してください
ました。



5

三
枚
地
区

毎月第4土曜日に
ウォーキングを実
施しています。あ
じさい鑑賞や桜木
町界限散策、いち
ご狩りなど企画し
ています。



10月に実施した神奈川区民まつりでは、握力測定
を実施したり、健康づくりに役立つ情報を提供しま
した。

12月には区全体研修会を神奈川公会堂
で開催しました。 詳しくはこちら▶



喫煙は、がんや糖尿病等の様々な病気のリスクを高めます。
また、受動喫煙による周囲の人への影響もあります。
健康な生活を送るために禁煙にチャレンジしましょう！



まちの薬剤師さんが禁煙をお手伝い！ 「禁煙支援薬局」に御相談ください

～禁煙相談を受けると、禁煙成功率が3倍近くまで上昇！～

「禁煙支援薬局」とは、横浜市と横浜市薬剤師会が連携して実施している取組です。禁煙したいけれど、方法がわからない、一人では不安という方は、禁煙支援薬局で薬剤師さんに相談ができます（無料）。

禁煙支援薬局の場所は、
右の二次元コードから検索できます！

禁煙NOTE 薬局

検索



相談できること

- ・自分にあった禁煙のやり方
- ・市販の禁煙補助剤（ガム・パッチ）の使い方



各種表彰報告（令和6年度）

保健活動推進員としての活躍に対し、次の方々が各種の表彰を受けました。
（敬称略 五十音順）

神奈川県保健衛生知事表彰（1名）

- 武関 ひと子（泉区会長、和泉北部地区会長）

横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰（16名）

- 青沼 久美子（中区、第2地区会長）
- 石井 繁晴（栄区会長、豊田地区会長）
- 大重 加代子（港北区、師岡地区会長）
- 河田 正（鶴見区、小野町地区会長）
- 木村 清子（神奈川区、入江地区会長）
- 小泉 巨奈（都筑区、東山田地区会長）
- 坂田 郁子（戸塚区、東戸塚地区会長）
- 鈴木 豊子（旭区、左近山地区推進員）
- 関口 みどり（西区副会長、第3地区会長）
- 田鎖 晴美（神奈川区会長、大口・七島地区会長）
- 田中 貴子（緑区、新治西部地区推進員）
- 玉木 弘子（金沢区、釜利谷地区推進員）
- 土屋 廣子（保土ヶ谷区、千丸台地区会長）
- 古川 紀子（青葉区、奈良北地区会長）
- 森田 朝子（戸塚区、吉田矢部地区会長）
- 山田 喜巳江（泉区、緑園地区推進員）

編集
後記

新型コロナが落ち着き、今年度は行事や活動が活発になりました。保活だよりの編集を通じて、各区の取組の盛り上がりがよくわかり、こうした日々の活動が私たち自身のやりがいに繋がっていると改めて感じました。これからも皆さんと力を合わせて、地域の健康づくり活動を続けていきたいと思います。

（落合・石井）



保健活動推進員だより 第47号

令和7年2月28日

編集・発行：横浜市保健活動推進員会（事務局：横浜市健康福祉局健康推進課）
横浜市中区本町6-50-10 TEL.045-671-2454 FAX.045-663-4469

市長あいさつ

保健活動推進員の皆様には、日頃から地域の健康づくりにお力添えいただき、誠にありがとうございます。

皆様には、健康チェックやウォーキングなどの健康づくり活動をはじめ、地域での子育て支援や介護予防など、様々な分野で御活躍いただいています。それぞれの地域の実情に精通した御活動により、地域の皆様の健康で安全・安心な暮らしをお支え頂いていることに、重ねて感謝申し上げます。

横浜市では、今年度スタートした市民の皆様の総合的な健康づくりの指針「第3期健康横浜21」のもと、保健活動推進員の皆様をはじめとする御関係の皆様と手を携えながら、誰もが健康で自分らしく活躍できるまちを目指して取組を進めています。これからもご自身の健康を大切にされながら、より一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



横浜市長
山中竹春

保健活動推進員会の状況（令和6年4月1日現在） ◎会長 ○副会長 ●会計

区名	地区数	推進員数	区会長名	区名	地区数	推進員数	区会長名
鶴見	18	289	増子 眞智子	金沢	14	217	森田 逸子
神奈川	21	194	田鎖 晴美	港北	13	417	大森 幹雄
西	7	92	渡辺 正枝	緑	11	197	原田 ますみ
中	11	105	清水 綾子	青葉	16	243	越井 太郎
南	16	265	○中村 雅一	都筑	14	128	●大野 和子
港南	15	161	石川 正二	戸塚	18	245	落合 清子
保土ヶ谷	22	219	○久保 進	栄	7	93	石井 繁晴
旭	19	323	齊藤 由紀子	泉	12	180	武関 ひと子
磯子	9	149	◎蟹澤 多美江	瀬谷	12	153	安田 智子
				合計	255	3,670	

「第3期健康横浜21」とは

横浜市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病の予防を中心とした、横浜市における総合的な健康づくりの指針です。

健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」を軸に、関連する分野の計画として、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく「歯科口腔保健推進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画」の3つの計画を一体的に策定しました。



令和6年度 全体研修会 開催報告

令和6年11月18日(月)に関内ホール大ホールにおいて、横浜市保健活動推進員会の全体研修会が開催され、18区合計約800名の保健活動推進員が参加しました。

お互いの活動を学び、各区・地区の地域活動の充実を図ることを目的に、毎年代表区による活動事例発表を行っています。今年は、緑区、戸塚区、青葉区の3区が発表を行いました。

また、事例発表後の講演では、横浜市立大学医学部 公衆衛生学教室 助教 荒川 裕貴先生に「地域で健康づくりを広めるために～ソーシャルグッドを目指す行動科学に基づくアプローチ～」をテーマに、健康づくりの行動変容を促すための新しく貴重な知識を教えてくださいました。



緑区

地域の健康を守りたい・ 守り続けたい

～「思いやり、健康づくりの日」を通して生まれた変化～



月1回、区役所1階イベントスペースにて健康チェックを行う「思いやり、健康づくりの日」では、毎月参加されるリピーターが増え、健康習慣の継続に寄与しています。

健康情報発信の場になるだけでなく、地域のつながりづくりの場にもなっています。

また、この取組はヘルスメイトと共催することで、内容の幅が広がるだけでなく、団体同士の連携に繋がっています。

MIDORI

青葉区

ホッ活 AOBA!(あおば)

～青葉区保健活動推進員の取組～



各地区の活動が紹介されました。参加者が指導資格を取得し講師を引き継いだ体操教室、社交ダンスを通じた姿勢づくり、昼間の活動参加が難しい方向けのナイトピラティス、太極拳教室など、個性豊かな取組が溢れています。

クライマックスでは、オリジナルソングで行う体操「ホッ活AOBA!」が披露され、会場全体が盛り上がりしました。

AOBA

戸塚区

地域とともに健康づくり

～「しながら体操」&健康チェック～



「しながら体操」は、より多くの方に運動を習慣化してもらうために、自宅で一人でも「手軽にできる体操」を検討し、戸塚スポーツセンターに相談してできたオリジナル体操です。出張講座・紹介DVD・チラシなどで積極的に普及しています。

各地区で行う健康チェックでは、測定だけで終わるのではなく、筋力低下が疑われる方が体操教室へつながるなど、地域における健康づくりやつながりづくりのベースとなっています。

TOTSUKA

区保健活動推進員会活動報告 ～わたしの区・地区の健康づくり活動について～

金沢区

「2つの委員会」でよりよい活動に!

金沢区会長(金沢南部地区会長) 森田 逸子



金沢区は14地区の代表が2つの委員会どちらかに参加し、健康づくりや保健活動推進員の活動を地域の皆様に発信しています。

「企画・研修委員会」は、区民まつり「いきいきフェスタ」での健康チェックやパネル展、区の全体研修会を企画・実施しています。イベントを通して人と触れ合い発信する機会の多い委員会です。

「広報委員会」は広報誌やミニ広報をそれぞれ、年に1回発行しています。広報誌は各自治会・町内会に回覧、ミニ広報はテーマを決めて健康づくりに関する情報を掲示板に掲出しています。

委員会は推進員同士の意見交換やコミュニケーションを取る場にもなっています。

これからも健康寿命延伸の目標に向けて、推進員一同、力を合わせて楽しく活動を行っていきます。

港北区

「心にこやか、体すこやか」を合言葉に

城郷地区会長 阿藤 美智子

港北区保健活動推進員会は、横浜アリーナで開催され2万人もの来場者で賑わう区民まつり「ふるさと港北ふれあいまつり」にて、健康測定会を実施し、大勢の方に運動や健診の大切さをお伝えしています。

城郷地区では「心にこやか、体すこやか」を合言葉に、健康体操と脳トレーニングを毎月3回、20年近く継続しており、健康寿命を延ばすお手伝いをしています。体が軽くなった、会話も楽しかったと大変好評を得ています。また、ウォーキング会や地域ケアプラザと合同の健康測定会も開催しています。

研修等を通じて推進員自身が健康になり、沢山の方に参加していただける様な魅力ある活動を推進していきたいと思います。



緑区

緑区民の野菜摂取量を考える!

白山地区会長 桑原 偕実



毎年地域のお祭り等では「健康チェック」が行われ、関心の高い「推定野菜摂取量測定」には多くの人が集います。しかし、年一回の計測で野菜摂取量への意識を高め、食の改善を図ることは難しいため、私たちは地域の高齢者が集まる場に「出張」もしています。

一方、卒業前の児童に「将来の自分をつくる為の栄養について」学ぶ場を設ける学校や、低学年向けに「緑黄色野菜を摂取する大切さと食習慣の充実」を学習する授業を行う学校もあり、保活は小学校と連携した推定野菜摂取量測定も行っています。

ところで町の測定結果を見ると、「最も憂慮すべきは働き盛りの男性」との傾向が……。今後は「職場でチェック」等の活動も計画していきたいです。

青葉区

ホッ活 AOBA!

青葉区会長（新荏田地区会長） 越井 太郎



青葉区では、各地区で個別に行っているウォーキング・ヨガ・ピラティス・ダンス等の活動状況を地区同士が紹介しあい、良いものをお互いに取り入れる試みを始めました。

新たに健康チェック部会を立ち上げ、出来るだけ多くの地区が健康チェックを実施できるように活動を開始しました。

多くの区民の皆様に保活を知ってもらうことを目指し、これまでの編集部会を広報部会に改め、新しいチラシを作り、区民まつりと健康フェスティバルで配布しました。青葉区保活の歌「ホッ活 AOBA!」を制作し、区民まつりでは、区民の皆様の前で地区会長が笑顔で楽しく披露しました。

BA!」を制作し、区民まつりでは、区民の皆様の前で地区会長が笑顔で楽しく披露しました。

都筑区

健康測定と「災害時にも役立つBOOK」の融合!

中川地区会長 井口 正幸

「災害時にも役立つBOOK」は東日本大震災の避難所生活に鑑み、助かった命を守りたい、災害関連死を予防したいという想いから作成した都筑区オリジナルの冊子です。災害に備え、感染症予防や食事の備え、口腔ケア等とてもわかり易い内容で説明をしています。

私たちは平素の活動の中でこれを住民の方々にもっと広く知っていただきたいと思い、健康測定開始前の10分位を利用して説明をセットで行っています。参加者からは「普段わかっていると思っていることも改めてその大切さに気付かされた」「健康の大切さ等、目からうろこが多々あった」等とても好評で、保活の役割の大切さや認知度向上にも役立つ気づきにもなり、やりがいを感じる瞬間です。



戸塚区

みんなで広める「しながら体操」!

戸塚区会長（北沢地区会長） 落合 清子



今年度は、区全体研修会のテーマに「しながら体操」を取り上げました。

戸塚スポーツセンターに講師をお願いし、前半を基礎編、後半を応用編として行いました。応用編では、地域で「しながら体操」を広めていくためのスキルアップを目指し、体の動きの説明の仕方や声かけのポイントなどを学びました。

体操の前と後の体の動きを比べることで、体操の効果をより実感してもらえることなど実践しながら学ぶことで、より理解が深まりました。

研修で学んだことを活かし、これからも地域の健康づくりの一助になるよう「しながら体操」を広めていきたいと思っています。



栄区

区民の皆さんの健康を支えるために

上郷東地区（広報編集委員） 長瀬 三知江



上郷東地区は健康に関心が高い方が多くいらっしゃる地域です。今年度、自治会町内会等の役員の方や前任の保活さん等に協力を得ながら健康測定会を行いました。

夏は「サロン庄戸カフェテラス」で、体組成計・乳がん触診モデルなど、地域の方の関心の高い啓発物品で健康測定会を行いました。

秋は「上郷東ふくしほけんまつり」で、健康測定会を実施し約80名の方に測定しました。幅広い年代の方への測定と啓発が出来ました。両日とも準備や運営が大変でしたが、参加者からはとてもご好

評をいただき、やりがいを感じました。

限られた人員と時間を工夫して活動し、皆さんの健康づくりのきっかけになればと思っています。

泉区

3地区合同研修会

上飯田地区会長 本間 賢二

上飯田地区、上飯田団地地区、いちよう団地地区は3地区合同で毎年保健活動推進員向けの研修を行い、知識・技術の向上に努めています。令和6年度はオーラルフレイル予防をテーマに歯科衛生士の講話、口元のトレーニング、パタカ測定を行い、口の健康を保ち、自分の歯で食事をする事の大切さや歯科健診の必要性を学びました。

研修で学んだことを地域へ情報提供し、自分たちの健康に目を向けてもらえるようにしています。住民の方から「教えてもらってよかった」と感謝の言葉をいただくことがやりがいにつながっています。

みんなが健康に過ごせる地域を目指し、今後も仲間と楽しみながら活動を続けていきたいです。



瀬谷区

大人気の「瀬谷フェス」健康チェック!

瀬谷区副会長（瀬谷第一地区会長） 上田 恭子



今年も10月20日（日）、「瀬谷フェスティバル」が開催。

天候が危ぶまれましたが、保活のブースでは、来場の方々に「握力測定」と「ベジチェック®」をして頂きました。

毎年、握力測定は気軽に測れて、大人気です。今年は、年齢別平均値や今回の最高値をパネルに掲示したので、若い男性に人気で数値を競っていました。

また、「ベジチェック®」はセンサーに約30秒手のひらを押しあてただけで推定野菜摂取量を測れるので、皆さん、「へえ〜」と感動されていました。今年は約700人の参加者でした。来年も工夫をこらして、区民の健康増進のため、頑張りたいと思います。

Jアラート全国一斉情報伝達試験について（お知らせ）

1 防災スピーカーの概要

横浜市では、災害時における情報伝達手段のさらなる充実のため、Jアラートの緊急情報などを放送する「防災スピーカー」を設置しています。

※Jアラートとは、国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの緊急情報を、国から人工衛星を通じて瞬時にお伝えするシステムです。

2 設置箇所

参考資料のとおり

3 Jアラートの全国一斉情報伝達試験

総務省消防庁等がJアラートを用いて、試験情報の受信及びスピーカーの起動を確認する目的で、今年度中に4回訓練を実施する予定ですので、防災スピーカーから訓練放送が流れます。

- (1) 令和7年 5月28日(水) 11時00分 予備日： 6月25日(水)
- (2) 令和7年 8月20日(水) 11時00分 予備日： 9月10日(水)
- (3) 令和7年11月12日(水) 11時00分 予備日：12月 3日(水)
- (4) 令和8年 2月 6日(金) 11時00分 予備日： 2月20日(金)

担当：神奈川区総務課
奥田、佐土原
TEL：411-7004
FAX：324-5904

裏面あり

神奈川区防災スピーカー設置箇所

施設名称	備考
錦台中学校（西寺尾）	
松見消防出張所（松見町）	
神奈川中学校（西大口）	
栗田谷中学校（栗田谷）	
松本中学校（三ツ沢下町）	
南神大寺小学校（神大寺）	
幸ヶ谷小学校（幸ヶ谷）	校内スピーカーから放送
神奈川小学校（東神奈川）	校内スピーカーから放送
入江川公園（神之木町）	
入江二丁目公園（入江二丁目）	
新子安駅駐輪場付近（子安通）	
旧七島町子供の遊び場（七島町）	
浦島消防出張所（浦島町）	
宝町付近（宝町）	
出田町ふ頭B緑地（出田町）	
神奈川区総合庁舎（広台太田町）	
神奈川水再生センター（千若町）	
鶴屋町交差点付近（鶴屋町）	
中央卸売市場本場（山内町）	
白幡小学校（白幡上町）	
神橋小学校（六角橋）	
斎藤分小学校（斎藤分町）	
青木小学校（桐畑）	
三ツ沢小学校（三ツ沢仲町）	
六角橋中学校（六角橋）	

令和7年度 神奈川区 共助推進事業補助金



区マスコットキャラクター
かめ太郎

◆補助の内容◆

町の防災組織(自治会町内会等)が実施する防災啓発を目的とした講演会、防災施設見学又は防災資機材等の購入にかかる費用のうち、補助の対象となる費用の3分の2※を補助します！

※過去3年間で本補助金を使用したことのある団体は上限15万円、それ以外の団体は上限25万円

◆補助の対象◆

NEW

講演会等の費用



会場施設の賃借料や外部講師等による委託費用

防災マップ作製費用

自治会町内会の防災マップの作製費用



窓ガラス飛散防止フィルム設置費用

自治会町内会館等の窓ガラス飛散防止

バスの借り上げ

防災施設見学等のマイクロバス賃借料等

防災資機材の購入費用

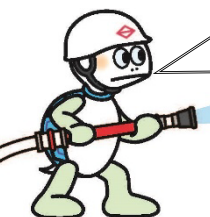
発電機、デジタル無線機やポータブル電源等

■ 実際のご活用事例

- ✓ 初期消火器具
- ✓ 折りたたみ式リヤカー
- ✓ AED
- ✓ ランタン
- ✓ 炊き出し用かまど
- ✓ 安否確認タオル 等

◆補助の対象にならないもの◆

倉庫等物品を収納することを目的とするもの、食料・水、ガソリンや乾電池等の消耗品、町の防災組織活動費補助金その他本市又は社会福祉協議会の補助金を用いた支出と重複するもの（**1つの物品に対して2つの補助金申請はできません**）等。詳しくはホームページをご確認いただくか、担当までお問合せください。



講演会や防災マップ作製などの企画・立案のご相談も可能です！お困りな点があれば裏面の担当までご連絡ください！

申込み方法は裏面をご覧ください！

◆申請方法◆

【受付窓口】

神奈川区役所本館5階501窓口（防災担当）、郵送又は電子申請システム※で受付できます。

※『神奈川区 共助推進事業補助金 電子申請システム』で検索🔍

【申請書】

窓口で配布又は神奈川区HPにてダウンロードできます。

【申請期間】

令和7年4月1日～令和8年1月31日

【対象】

町の防災組織（自治会町内会等）かつ令和7年度町の防災組織活動費補助金交付申請を行っている団体

◆申請の流れ◆

【申請者】

申請書・見積書の提出

※令和8年1月31日まで

交付決定通知を確認後、物品等を購入し、同封の実績報告書・領収書等の提出

※必ず交付決定通知を受けてから物品等の購入をしてください！なお、購入については令和8年2月中までに済ませてください。

補助金額確定通知を確認後、同封の補助金請求書・訓練報告書の提出

※補助金請求書は速やかにご提出をお願いします。提出がない場合、補助金のお支払いができません。また、訓練報告書は令和8年3月31日までに提出をお願いします。

入金確認

【区役所】

申請書を審査し、交付決定通知を送付

※審査から交付決定通知を送付するまで約2～3週間程度かかります。

実績報告書を審査し、補助金額確定通知を送付

※審査から補助金確定通知を送付するまで約2～3週間程度かかります。

補助金のお支払い

※請求書の提出から補助金のお支払いまで約1ヶ月程度かかります。

ご不明点がありましたらお気軽にご相談ください！

【お問合せ・申請先】

神奈川区役所総務課（防災担当）

〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8本館5階501窓口

電話：045-411-7004 FAX：045-324-5904

緊急時情報受伝達システムの登録情報の変更について

神奈川区では、令和2年度から避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を運用しています。令和7年度において自治会町内会長等に変更が生じた場合には、登録情報の変更をお願いします。

● 登録情報の変更方法について

「神奈川区 緊急時情報受伝達システム 変更用紙」(第2号様式)に必要情報を記載のうえ、神奈川区総務課までご提出いただくか、電子申請・届出システムにより登録情報の変更をお願い申し上げます。



電子申請・届出システム二次元コード

【参考】緊急時情報受伝達システムとは

災害発生時の重要な情報を地域のみなさまに速やかにお伝えするため、避難指示や避難場所の開設状況などの情報を一斉に電話とメールでお知らせするシステムです。

- 1 主に活用が想定される場面
台風の接近等により区長又は市長が区内の一部に避難指示等を発令し、避難場所を開設するとき
- 2 情報伝達の流れ(例)

気象警報等による避難指示の発令



【電話の場合】

- ・各団体の登録された番号に電話します。
- ・電話をおとりください。
- ・機械による自動音声で情報をお伝えします。

【メールの場合】

- ・各団体の登録されたメールアドレスにメールします。
- ・メールを開封してください。
- ・メール本文で情報をお伝えします。



必要に応じて、区役所から各団体へ個別にご連絡します。

例：〇〇町の一部に避難指示を発令しました。

避難を開始してください。開設避難場所は△△です。

※聞き逃した場合でも、情報を繰り返し聞くことが可能です。

3 情報発信元

- 電話番号：050-3196-3300

- メールアドレス：kg-bousai@city.yokohama.lg.jp

※ こちらの電話番号及びメールアドレスから情報を発信しますので、当該電話番号等からの連絡やメールを受け取れるよう、設定をお願いいたします。

担 当：総務課 奥田、佐土原
電 話：045-411-7008

神奈川区 緊急時情報受伝達システム 変更用紙

自治会町内会名		
登録者名	(旧)	(新)
電話番号	(旧)	(新)
メールアドレス	(旧) (フリガナ)	(新) (フリガナ)

※メールアドレスの記入が不明確で読み取りづらい文字があるため、数字とアルファベットの記入は明確にし、メールアドレスの上にフリガナを記入してください。

(例：Gと6、VとU、Zと2、Sと5、Bと8、Dと0(ゼロ)、Iと1、bと6、qと9、l(エル)と1、oと0(ゼロ)、ハイフンとアンダーバー 等)

カナガワゼロイチ クヤクシヨ
(例：kanagawa 01.kuyakusyo 等)

1 ご登録いただくユーザー情報について

- (1) 可能な限り電話番号とメールの両方の登録をお願いします。
- (2) 「固定電話」「携帯電話」どちらでも登録が可能ですが、緊急時に確実に受信できる方で登録してください。

2 個人情報について

本システムは、氏名、電話番号等の個人情報をご提供いただき登録いたします。ご提供いただいた個人情報は、災害（訓練等含む）や緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません。

提出先 : 〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8
神奈川区役所総務課 (501 番窓口)

提出方法：郵送、FAX または窓口へのご持参をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

担当：神奈川区総務課 防災担当
電話 (411) 7008
FAX (324) 5904

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 8 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 8 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



（2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/㎡ かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

裏面あり

4 今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和7年7月7日（月）です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）
- ・令和8年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和8年3月末頃の予定です。

5 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和7年7月7日（月）

6 その他

- (1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和7年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。（新築・購入の場合、1 m²当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び 250 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和 8 年度の会館整備については、令和 7 年 7 月 7 日（月）までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。

横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。

- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。

なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。

※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度 7 月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は 10 年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者 1 人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

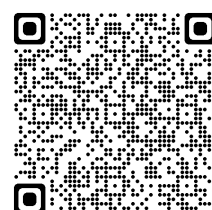
区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



横断中

横断中

令和7年度 はたふり誘導講習会

はたふり誘導が初めての保護者・地域の方大歓迎！

① 車で車両に合図する
 (少し離ってあげると車両も気持ちやすい)
 ② 自動車が増止したら、左の安全確認をし、旗を道路に出します。
 (児童にも「右左を確認しようね」と声をかけてあげてください。)
 ③ 安全を確認し、児童を横断させます。通ってしまうのを確認します。
 (後から来た児童を左手(旗を持っていない手)で止めます。)
 ④ 一度、旗を上げてから児童に渡します。
 (通っている児童に旗が当たらないように注意します。)



日時・会場

※ 詳細は裏面をご確認ください

第1回

日時: 令和7年6月17日(火)
 10時30分から11時45分(受付開始: 10時)
 会場: 緑公会堂(定員: 500名)

第2回

日時: 令和7年6月19日(木)
 10時30分から11時45分(受付開始: 10時)
 会場: 港南公会堂(定員: 500名)

オンライン配信【NEW】

日時: 令和7年6月27日(金)
 10時30分から11時45分
 方法: Microsoft Teamsによる配信(定員: 1000名)

対象者

- ・児童の保護者の方
- ・地域で児童の見守り活動をされている方
- ・はたふり誘導活動をされている方 など

申込方法

右の申込フォームより、
 学校・団体単位でお申込みください

[申込フォームはこちら](#)



申込締切

令和7年6月4日(水) 17時まで

※ 応募多数の場合、申込締切よりも
 早く締め切る場合があります。
 お早めにお申込みください。

令和7年度はたふり誘導講習会 概要

日時・会場

※ 各会場同じ講習内容となります。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

第1回

日時: 令和7年6月17日(火)
10時30分から11時45分(受付開始: 10時)
会場: 緑公会堂(緑区寺山町118)
最寄り駅: 中山駅より徒歩5分
(JR横浜線・市営地下鉄グリーンライン)
定員: 500名

第2回

日時: 令和7年6月19日(木)
10時30分から11時45分(受付開始: 10時)
会場: 港南公会堂(港南区港南中央通10-1)
最寄り駅: 港南中央駅より徒歩1分
(市営地下鉄ブルーライン)
定員: 500名

オンライン配信【new】お手持ちのスマートフォン・パソコンから閲覧可能

日時: 令和7年6月27日(金)
10時30分から11時45分
配信方法: Microsoft Teams(使用料無料・登録有)による配信
定員: 1000名

※配信の視聴方法は
令和7年6月16日(月)
以降に市ウェブサイト
にてお知らせします

▼ 市ウェブサイト



対象者

・児童の保護者の方 ・地域で児童の見守り活動をされている方 ・はたふり誘導活動をされている方 など

講習内容

・子どもの特性や事故の特徴 ・はたふり誘導の方法・注意点 ・はたふり誘導の実演

申込方法

参加ご希望の方は、右の申込フォームより、学校・自治会などグループ単位でお申込みください。

▼ 申込フォーム



申込締切

令和7年6月4日(水) 17時まで

※ 応募多数の場合、申込締切よりも早く締め切る場合がありますので、お早めにお申込みください。

主催・問い合わせ先

横浜市道路局道路政策推進課
TEL ☎ : 045-671-2323 MAIL ✉ : do-seisaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市からのお知らせ

通学路のはたふり誘導動画 公開中！

横浜市では、地域ではたふり誘導活動にご活用いただけるよう、「はたふり誘導動画」を公開しています📺
通学する子どもたちを安全に誘導するために、横断旗の使い方などを動画にまとめました。活動前の振り返りなどに、ぜひご活用ください！

動画はこちら



令和7年4月18日

神奈川区スポーツ協会
賛 助 会 員 各 位

神奈川区スポーツ協会
会 長 志 村 昌 佐

令和7年度神奈川区スポーツ協会総会の開催について（御案内）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素から当協会事業の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記総会を次のとおり開催いたします。

つきましては、御多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ御出席くださいますようお願いいたします。

なお、当日の出欠についての御連絡は不要です。

1 日時：令和7年5月20日（火）午後7時から

2 会場：神奈川区役所本館5階大会議室

3 表彰：令和6年度横浜スポーツ普及功労賞表彰者

緑川 正 様 （神奈川区野球協会）

福田 芳道 様 （神奈川区ソフトテニス協会）

加藤 ひとみ 様 （神奈川区バドミントン協会）

4 議題：(1) 令和6年度 事業報告について

(2) 令和6年度 一般会計・特別会計決算及び会計監査報告について

(3) 令和7年度 事業計画（案）について

(4) 令和7年度 一般会計・特別会計予算（案）について

(5) 神奈川区スポーツ協会会則の一部改正について

(6) 神奈川区スポーツ協会事務担当者の選出について（依頼）

※当日は駐車場の用意はありませんので、お車での御来場は御遠慮ください。

御協力お願い申し上げます。

神奈川区スポーツ協会事務局

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所地域振興課 （区）担当：宮本、池田

TEL 411-7093 / FAX 323-2502

E-mail : kg-supokyo@city.yokohama.lg.jp